

第3次実施計画（素案） （施策）

目 次

I 活力あるしまね

I-1-1	企業の競争力強化	3
2	新産業・新事業の創出	4
3	ソフト系IT産業の振興	5
4	企業立地の推進	7
I-2-1	売れる農林水産品・加工品づくり	8
2	県産品の販路開拓・拡大の支援	11
3	農林水産業の担い手の育成・確保	13
I-3-1	地域資源を活用した観光地づくりの推進	15
2	情報発信等誘客宣伝活動の強化	17
3	外国人観光客誘客の強化	18
I-4-1	経営革新及び経営基盤の強化への支援	20
2	円滑な事業承継の推進	22
I-5-1	雇用・就業の促進と人材の確保	23
2	人材の育成・定着	25
3	UIターンの促進	27
I-6-1	高速道路網の整備	29
2	航空路線の維持・充実	30
3	空港・港湾の維持・整備	31

II 安心して暮らせるしまね

II-1-1	危機管理体制の充実・強化	35
2	消防防災対策の推進	36
3	原子力安全・防災対策の充実・強化	38
4	治安対策の推進	41
5	交通安全対策の推進	43
6	消費者対策の推進	45
7	災害に強い県土づくり	47
8	食の安全の確保	49
II-2-1	健康づくりの推進	50
2	地域福祉の推進	52
3	高齢者福祉の推進	54
4	障がい者の自立支援	56
5	生活衛生の充実	58
6	生活援護の確保	59

II-3-1	医療機能の確保	60
2	県立病院における良質な医療提供	62
3	医療従事者の養成・確保	63
II-4-1	結婚支援の充実	65
2	妊娠・出産支援の充実	66
3	子育て支援の充実	68
4	子育て福祉の充実	70
II-5-1	道路網の整備と維持管理	71
2	地域生活交通の確保	73
3	地域情報化の推進	75
4	農山漁村の多面的機能の維持・発揮	77
5	居住環境づくり	79
6	地域運営の仕組みづくり	81

III 心豊かなしまね

III-1-1	学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	85
2	発達段階に応じた教育の振興	87
3	青少年の健全な育成の推進	89
4	高等教育の充実	90
III-2-1	生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	92
2	スポーツの振興	94
3	文化芸術の振興	96
III-3-1	人権施策の推進	97
2	男女共同参画の推進	99
3	国際化と多文化共生の推進	101
III-4-1	多様な自然の保全	103
2	自然とのふれあいの推進	105
3	景観の保全と創造	107
4	文化財の保存・継承と活用	109
5	環境保全の推進	110
6	再生可能エネルギーの利活用の推進	112

計画の推進に向けた県の基本姿勢

1	県民の総力を結集できる行政の推進	115
2	市町村との更なる連携による行政の推進	116
3	財政健全化に向けた改革の推進	117
4	迅速に活動できる組織の運営	118
5	政策推進システムの充実	119

I 活力あるしまね

施策 I - 1 - 1	企業の競争力強化
-----------------	----------

目 的

- 特徴ある県内産業のポテンシャルを活かしながら、イノベーションを促進することにより、企業の競争力を高め、収益力を向上することを目指します。

現 状 と 課 題

- 円安、国の経済対策などによる景況回復により、平成 25 年度に製造品出荷額が 5 年ぶりに 1 兆円を超え、付加価値額も増加基調にあります。従業者 1 人当たりの付加価値額は、全国平均の 7 割程度となっています。
- また、航空機等の成長産業や、経済発展と自由貿易協定の進展が見込まれる海外市場などは、市場規模の拡大が期待されますが、新たに市場参入を実現することは容易ではありません。
- 企業や業界は、戦略的に新分野への参入や生産性向上などの取組みを進め、付加価値を高めていく必要があります。

取 組 みの 方 向

- ものづくり産業のイノベーションを促進するには、新たな事業に挑戦できる環境を整備することが重要であるため、人材育成、研究開発、生産性向上、販路拡大、企業間連携などの取組みを支援します。
- 県内経済への波及効果が高い産業集積のポテンシャルを活かした新分野への参入や新たな技術の導入などに向けた取組みを支援します。
- 海外市場での取引拡大のため、海外に設置した支援拠点を中心としたきめ細やかな支援や、国際貿易港である浜田港、境港の利活用による貿易拡大に向けた取組みを支援します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成 27 年度	→	平成 31 年度
① 製造業に対する競争力強化施策による従業者の増加数（4 年間の累計）	—	→	500 人
② 製造業の従業員 1 人当たり年間付加価値額	860 万円 (H25)		950 万円

- ① 計画期間中に各種助成制度を活用する企業（500 社を想定）が、新たな事業展開などにより従業者を各 1 名増加させることを目指します。
- ② 製造業の従業員 1 人当たり付加価値額は、県内製造業の生産活動の生産性を表す指標です。4 年間で 10% 程度の増加を目標とします。

施策 I-1-2	新産業・新事業の創出
-------------	------------

目 的

- 産学官連携や異業種・異分野連携により、島根発のオンリーワンの技術・製品・サービス等の創出や新たなビジネスの担い手となる起業家の育成を行い、県内企業の新事業展開を促進します。

現 状 と 課 題

- 県内の企業は総じて規模が小さく、個別の企業では新たな技術や新製品・サービスの開発が難しい状況にあります。
- そのため、企業だけでなく、産学官が一体となって新しい技術開発や製品開発等に取り組み、県や大学・高専等が開発した成果を県内企業に移転して事業化につなげるほか、異分野・異業種の連携を推進していく必要があります。
- 県では9つの研究開発プロジェクトに取り組み、熱シミュレーション技術や機能性食品開発などで事業化・製品化が進んでいます。
- また、県内では、廃業率が開業率を上回る状況が続いており、地域ぐるみで新たなビジネスの創出を支援し、その担い手を育成することが必要です。

取 組 み の 方 向

- 先端的な技術については産業技術センターで研究・開発し、県内企業へ技術移転することによって新事業の事業化を加速するほか、県内企業等との研究会活動等により、県内関連産業の基礎開発力や技術基盤を高めます。
- 企業のニーズと、大学・高専等の研究シーズとのマッチングを県が支援することにより、新商品開発、技術開発や地域課題の解決を進めます。
- 医療・福祉・農商工・IT等多様な分野の連携により、地域資源を活かした島根ならではの新しいビジネスの創出を進めます。
- 起業意欲の喚起や、市町村・商工団体・金融機関・NPO法人等との連携強化による起業・創業支援体制の充実を図ります。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度	→	平成31年度
①産学官連携や異業種・異分野連携による新製品・サービス等の創出数（累計）	4 件	→	30 件
②産業競争力強化法に基づく創業支援による創業者数	175 人		300 人

- ① 県の先端技術イノベーションプロジェクトでの研究開発により、県内企業が事業化を行った件数です。目標値は、これに加え平成31年度までに、26件の新たな商品化や事業化を目指します。
- ② 産業競争力強化法に基づき市町村が策定した創業支援事業計画による支援を受け、創業した人の数です。市町村等との連携強化により、平成31年度に年間300人の創業者育成を目指します。

施策 I-1-3	ソフト系IT産業の振興
-------------	-------------

目 的

- 多様化、高度化する顧客ニーズに対応できる情報産業群の形成に向け、IT 技術者を育成するとともに、大都市からの業務の獲得を支援し、県内のソフト系 IT 産業の技術開発力・競争力の強化、ビジネス拡大を目指します。

現 状 と 課 題

- 県内のソフト系 IT 産業は、平成 19 年以降、県内技術者数・売上ともに堅実に増加しています。
- 一方、県内のソフト系 IT 産業の売上の構成は依然、同業者からの下請けや官公需が中心となっており、より収益性の高いビジネスへの転換を図っていくことが必要です。
- 急速に進む、クラウド・コンピューティングの普及に伴い、今後も首都圏等から案件を受注するためには、新たな要素技術の不断の習得が必要です。

取 組 み の 方 向

- しまねソフト研究開発センターを中心に、先駆的技術の開発、高度 IT 人材の育成・集積を促進します。
- 県内各企業の得意業務分野でのシステム開発、Ruby やオープンソースソフトウェア(OSS)を活かしたビジネス手法の習得や、自社商品・サービス創出・拡大に向けた取組みを支援します。
- 県内で育成を進めてきた Ruby エンジニアの活躍の場の拡大を促進するため、Ruby が広げる新たなビジネス事例を顕彰する「Ruby biz グランプリ」の開催、Ruby 人材の育成・交流、集積を促進します。
- 即戦力となる人材を安定的に確保するため、首都圏等での IT 人材誘致コーディネーターによるきめ細やかなUIターン支援に取り組みます。
- 大学生・高専生等を対象にした集中講座 Ruby 合宿、専門高校等と IT 企業の連携による新たな IT 授業の実施など、若手 IT 人材の育成や地元就職の増加を促進する取組みを支援します。
- 首都圏等からの業務獲得に向けて、ビジネス拡大に向けた情報発信や取引先確保のための販路開拓等を支援します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
①ソフト系 IT 産業の技術者数	1,249 人 (H26)		
②ソフト系 IT 産業の年間売上高	227 億円 (H26)		280 億円

① 過去5年間（平成22～平成26）の成長を参考に、年平均5%の県内技術者数の増加を目指します。この中には、しまねソフト研究開発センターの成果移転に伴う増加数が含まれています。

② 上記①の5年間で増加する「技術者数」に見合う売上高に加え、しまねソフト研究開発センターの成果移転に伴う売上高を反映しています。

※ソフト系 IT 産業は主に「ソフトウェア業」及び「情報処理・提供サービス業」とします。

施策 I-1-4	企業立地の推進
-------------	---------

目 的

- 県外からの新規立地や県内企業の再投資を促すことにより、県内産業の高度化と雇用の場の創出を目指します。


現 状 と 課 題

- 近年、県内企業においても徐々に設備投資や雇用拡大の動きが見られ、地域にとって魅力のある製造業の立地や、豊かな自然環境や優れた人材を求めてIT企業の立地も増えつつあります。
- 一方で、全国的に自治体間の誘致競争がますます激しくなっており、企業立地助成制度の見直しなど企業にとって魅力ある立地環境の整備を進めていく必要があります。
- 企業立地による雇用創出効果を中山間地域等にも波及するように取り組む必要があります。
- さらに、全国的に人材が不足する中で、企業の継続・発展のために人材の確保を進める必要があります。

取 組 み の 方 向

- 経済への波及効果が大きい製造業、物流など地理的制約が少ないIT企業、事務職場を創出する本社機能移転などを促進するため、全国トップクラスの立地優遇制度やきめ細やかな支援などをアピールし企業立地活動を進めていきます。
- 人材確保やインフラ整備など、企業のニーズにきめ細やかに対応するため、市町村や関係機関との連携を一層進めていきます。
- 中山間地域等へ立地する企業の雇用助成を拡充するとともに、雇用の場を広く県内に創出するため支援対象業種を拡大するなど企業立地助成制度を強化します。
- IT企業の立地を全県に広げるため、移住体験ツアーやIT個人事業主の開業支援を市町村と連携して進めていきます。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度	→	平成31年度
企業立地による新規雇用者計画数（4年間の累計）	1,665人 (H24~27)		2,160人

- 企業立地促進条例に基づき認定した企業の新規雇用計画人数です。過去4年間の1.3倍となる年間540人程度を目指します。

施策 I-2-1	売れる農林水産品・加工品づくり
-------------	-----------------

目 的

- 農林水産物の生産や加工、流通について、消費者ニーズを踏まえつつ、高品質化と安定生産に向けた支援を行うとともに、消費者が安心して農林水産物を購入できるよう、生産段階での安全管理を推進することで、島根の特色を活かした売れる農林水産品・加工品づくりを促進します。

現 状 と 課 題

- 島根の農林水産業は、国内外の産地間競争の激化や価格の低迷、生産者の減少や高齢化による担い手不足など様々な課題を抱えていますが、一方で、地域の特色を活かした付加価値の高い農林水産品・加工品づくりに向けた様々な先駆的な取組みも行われており、こうした取組みを県内各地へ波及・定着させていく必要があります。
- 農業においては、多様な消費者ニーズに応えるため、有機農産物やエコロジー農産物など、島根の地域資源を活用した特色ある農産物の生産が必要です。
- 米については、国の米政策の見直しにより、平成30年からは行政による生産数量目標配分に頼らず、生産者や団体等が中心となった、需要に応じた生産に移行していく必要があります。
- 園芸については、オリジナル品種等を活用した売れるものづくりを一層進めるとともに、産地再生に向けた生産体制を構築していく必要があります。
- 肉用牛・乳用牛については、飼養戸数、頭数の減少が続いていることから、生産基盤の強化が必要です。
- 林業については、木を「伐って・使って・植えて・育てる」循環型林業の推進による林業・木材産業の成長産業化が期待されており、原木増産や再植林、きのこ栽培の振興を図る必要があります。
- 水産業では、水産資源の減少や漁労経費の増大に加え、魚価の低迷が続くなど、厳しい経営を強いられており、魚価の改善や水産資源の維持・管理、漁業の構造改革、県内8地域で策定された「浜の活力再生プラン」の着実な推進が求められます。
- これらの推進にあたっては、必要な農林水産基盤の整備を進めるとともに、農林水産基盤施設の機能を適切に発揮させるため、効率的な維持管理や機能保全を行っていく必要があります。
- 食の安全・安心に対する社会的要請はますます高まると考えられ、「美味しまね認証」及びGAP（生産工程管理）の制度普及を通じて、高い安全性と品質が確保された県産農林水産品の生産を行うことが必要です。
- 農林水産事業者等の所得向上や雇用拡大を図るため、多様な事業者の連携による6次産業の規模拡大を進めていく必要があります。

取 組 み の 方 向

- 農業については、地域の特色を活かしつつ、多様な消費者ニーズに対応した農畜産物、加工品の生産を推進するとともに、必要な基盤の整備を進め、競争力のある産地の育成を目指します。また、環境に配慮した生産を促進し、特に、島根の豊かな自然を活かし、本県の農業・農村のクリーンなイメージを浸透させることとなる有機農業や特別栽培農産物の拡大を図り、県農産品のブランドイメージ向上につなげていきます。

- 米については、農家の収入を安定的に確保するため、契約的取引の拡大に向けて「売れる米づくり」を推進します。
- 園芸については、島根ならではの産品づくりや、産地における中心的経営体の育成等を推進します。
- 肉用牛・乳用牛については、肉用牛農家・酪農家・集落営農組織等が共同子牛育成施設や飼料生産受託組織などの外部支援組織を介して相互に連携し、規模拡大や生産性の向上を図る仕組みを構築して、生産基盤を強化します。
- 林業では、主伐や再植林に向けた森林所有者の伐採意欲を喚起し、原木増産に必要な林道・作業道等の整備や再植林に必要な苗木の増産を推進するとともに木質バイオマスの乾燥・集荷のためのストックヤードの整備を進めるなど長期的・安定的な未利用木材の集荷システムの構築を図ります。
- 木材業界と連携して高品質・高付加価値の木材製品を製造することで、県外・海外への販路拡大を促進します。
- きこのブランド力を高め、生産施設の更新・規模拡大、新品種の導入などによる生産を拡大します。
- 水産業では、漁獲物の高品質化、消費者のライフスタイルの変化に合わせた商品づくりや産地での一次加工を推進します。併せて、資源管理やコスト削減等にも一体的に取り組むなど「漁業の構造改革」を進め、漁業経営の体質強化を図るとともに、必要な基盤の整備を進めます。
- 内水面漁業においては、シジミやアユなどを対象として、引き続き資源管理に取り組み、持続的な漁業を推進します。
- 農林水産基盤施設の整備・更新にあたっては、早期段階で予防的な修繕を行う「予防保全型」の手法を基本とし、経済的に機能保全を図ります。
- 「美味しまね認証」制度の導入を、生産者・産地等に対しさらに推進し、消費者に対してもより一層の制度、認証製品のPRを行っていきます。
- 事業者等に対するサポート体制を強化するとともに、市町村を中心とした広がりのある6次産業の展開等を促進し、多様な事業者が連携して取り組む6次産業の拡大を図ります。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
①有機農業・特別栽培農産物の栽培面積	2,302ha (26年度)	➡	3,780ha
②和牛子牛年間生産頭数	6,686頭		7,000頭
③県産原木自給率	35%		44%
④漁業年間生産額	215億円 (H26)		234億円
⑤多様な事業者が連携した6次産業化に取り組む事業者数	45事業者 (H23～27)		139事業者 (H28～31)

- ① 特別栽培農産物は、化学合成農薬と化学肥料（窒素）を通常の5割以下に低減して生産された農産物です。有機農業は、国が目指す耕地面積の1%を上回る取組みを目指し、特別栽培農産物は、

県エコロジー農産物やつや姫の作付拡大により 74%の増加を目指します。

- ② 肉用繁殖農家の規模拡大や新たな担い手の参入、乳用牛への和牛受精卵の移植により和牛子牛生産頭数の増加を目指します。
- ③ 原木自給率は、木材産業の原木需要量に対する県産原木供給量です。県産原木の増産と安定供給により、毎年2%程度の原木自給率向上を目指します。
- ④ 資源回復や漁業の構造改革、「浜の活力再生プラン」の推進などにより、生産額の増加を目指します。
- ⑤ 多様な事業者が、地域の創意工夫を活かしながら、連携して取り組む6次産業の拡大を目指します。

施策 I-2-2	県産品の販路開拓・拡大の支援
-------------	----------------

目 的

- 消費者や流通関係者のニーズを商品づくりに活かすとともに、島根の農林水産品・加工品を「価値ある商品」として売り込む力を強化し、生産者や製造事業者の多様な流通・販売チャネルの開拓、販路拡大による顧客づくりと消費の拡大を図ります。

現 状 と 課 題

- 島根県は、農林水産品の生産規模が小さく、少量多品目の生産が主体です。このため、販売にあたっては、市場出荷のみではなく、販売チャネルや販売手法の多様化を進め、戦略性のある販売体制を確立していくことが必要です。
- 地産地消については、県民が県産品を優先的に購入する意識が高いとは言えないなどの課題があります。県内での消費拡大に向けて、県民や事業者による積極的な取り組みを進めていくことが必要です。
- 加工品については、小規模の製造事業者が多く、出荷額や付加価値額が低いなど様々な課題があります。
- 農林水産品・加工品の輸出拡大については、台湾をはじめとする東アジアや欧米諸国における高品質な日本の食品への需要の高まりを受け、輸出ルートの開拓に向けた取組みの強化が必要となっています。

取 組 み の 方 向

- 県外への流通や消費の拡大のため、小売店や飲食店との直接取引など大都市圏での販売チャネルの開拓、販売ターゲットの明確化と戦略的展開に向けて支援するとともに、県産品のブランド力の向上を図ります。
- 県内での消費や流通の拡大のため、食に関する情報発信を進めるとともに、農林水産品・加工品の流通関係者への PR や生産・製造者と流通業者間のマッチング支援を強化します。
- 加工品については、生産技術の向上などによる商品の高付加価値化、衛生・品質管理体制整備、人材育成等の総合的な支援を行い、販路の開拓・拡大に繋げていきます。
- 欧米・中東などの新たな国・地域を含む有望市場に向けて、「安全・安心」な島根県産品の強みを活かした輸出の促進に取り組むとともに、輸出に取り組む企業や観光との連携などによる県産品のブランド力の向上を図ります。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度	➡	平成31年度
①しまね県産品販売パートナー店における県産品年間販売額	1,272 百万円		1,530 百万円
②にほんばし島根館の年間販売額	385 百万円		385 百万円
③県内企業の貿易実績企業数	185 事業所		200 事業所
④学校給食における県産品の使用割合	58%		63%

- ① 島根県と連携して県産品を取り扱う県外の小売店における県産品販売額です。4年間で20%程度の増加を目指します。
- ② 首都圏における県産品の情報発信拠点施設である「にほんばし島根館」での販売額です。他産地との競争及び隣立する商業施設との競争の中で、現在の販売額を維持することを目指します。
- ③ 県内企業のうち、貿易実績のある企業数です。4年間で15事業所の増加を目指します。
- ④ 県内の学校給食で調査期間に地元産及び県内産食品の使用された品目数割合です。4年間で5%の増加を目指します。

施策 I-2-3	農林水産業の担い手の育成・確保
-------------	-----------------

目 的

- 新規就業者を掘り起こし、その研修や経営の支援を行うとともに、担い手となる生産者の経営改善や安定化に向けた支援を行うことで、農林水産業の担い手を育成・確保します。

現 状 と 課 題

- 農林漁業就業者の減少や高齢化の進行が著しい状況にあります。
- 近年、新規就業者や農業法人が増加しつつありますが、農林水産業の持続的発展のためには、今後とも担い手の育成・確保を図っていく必要があります。
- U I ターンの一層の促進や新規就業者への支援、就業の受け皿となる経営体の育成、農林大学校や水産高校の卒業生等をはじめとした若者の県内農林水産業への就業促進が課題となっています。

取 組 み の 方 向

- 県外での就業相談会の開催によるU I ターン者の確保や、関係機関が連携した就業相談から就業前研修、就業、就業後のフォローといった各ステージへのきめ細かな支援を展開し、新規就業・定着を図ります。
- 新規就農者や農業参入企業、認定農業者、集落営農組織は、これからの農業の担い手です。農地中間管理機構と連携した担い手への農地の利用集積、地域自ら創意工夫して行う担い手へのフォローアップの取組みを促進することにより、法人化など安定した経営体として発展する担い手を育成します。
- 林業については、国産材の需要が高まりつつある中、中心的担い手である森林組合などの林業事業体の経営基盤を強化するとともに、労働力の確保・定着と木材生産に対応できる高度な技術者を育成します。
- 水産業については、漁業の構造改革と「浜の活力再生プラン」を推進し、就業の受け皿となる安定した経営体を育成するとともに、水産高校と水産業界との連携やU I ターン者への支援を進め若者の県内水産業への就業を促進します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度	→	平成31年度
①農林水産業新規就業者数 (累計)	990 人 (H23～26)	→	1,120 人
②農業法人数	385 法人		500 法人

- ① 農業の新規就業者数は、自営就農者、農業法人等の雇用者の合計です。今後の動向を踏まえ、年間180人程度を目指します。
林業の新規就業者は、認定事業体等の雇用者です。就業者数は公共事業等の予算・事業量の推移に大きく左右されることから、今後の事業量や退職者補充を勘案し、年間70人程度を目指します。

漁業の新規就業者数は、自営漁業者と漁業法人等の雇用者の合計です。H18～26年度の平均値が29人であることを踏まえ、これを若干上回る年間30人程度を目指します。

4年間で新たに農林水産業の新規就業者1,120人を目標とします。

- ② 法人化を進める観点から、農業法人の数としました。今後の動向を踏まえ、年間30法人程度の増加を目指します。

※林業の認定事業体とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受けた林業事業体です。

施策 I-3-1	地域資源を活用した観光地づくりの推進
-------------	--------------------

目 的

- 県内各地域の観光資源を活用した持続可能な観光地づくりを推進します。

現 状 と 課 題

- 旅行形態は団体型旅行から個人型旅行へと変化し、旅行スタイルも体験・交流・学習などテーマを持った滞在型観光へと変化しています。
- 全国で誘客競争が激化する中、観光客が島根の「本物」を感じることができるよう、地域の観光資源の魅力付けや、おもてなしによる観光客の満足度の向上が必要です。
- 出雲大社「平成の大遷宮」を契機に島根を訪れる観光客は増加しましたが、石見、隠岐地域の観光入込客数は伸びていません。
- 石見地域では、町並みや伝統芸能、温泉など、昔から人々の営みの中で受け継がれてきた地域資源の磨き上げが必要です。
- また、隠岐地域では、離島が醸す景観の魅力を活かした観光商品の開発と、観光客をもてなす態勢の整備が必要です。
- 人口の減少に伴い、国内旅行者は減少する見込みであり、今後、これまでターゲットとしていなかった新たな市場を開拓することが必要です。
- 尾道松江線の開通などの高速交通網の整備により、観光客の周遊エリアは広がってきていますが、こうしたニーズへの対応が遅れており、官民が広域で連携し、魅力ある観光地づくりを進めることが必要です。

取 組 み の 方 向

- 市町村、観光協会や民間企業等による、地域資源を活かした着地型観光商品の造成や観光地づくりを進め、それらに取り組み人材・組織を育成します。
- 石見地域では、石見銀山、石見神楽、津和野や各地の温泉などの観光商品づくりに取り組むとともに、体験型観光の育成や、石見の「食」の充実を推進します。
- 隠岐地域では、隠岐世界ジオパーク独自の自然景観や文化歴史的資産などを活用した魅力づくりや、着地型旅行商品の造成、専門家の指導による宿泊施設・食事・お土産などの魅力向上を促進します。
- MICE¹、教育旅行等、今後の伸びしろが見込まれる新たな市場の開拓に市町村と連携して積極的に取り組みます。

1：【MICE】：meeting（企業などの会議・セミナー）、incentive tour（報奨旅行）、convention または conference（学会・国際会議）、exhibition 又は event（展示会・イベント）の頭文字からの造語。多くの集客が見込まれ、経済効果の大きいビジネス関連イベント。

- 官民が連携して地域資源を活用した観光地づくりを進めるため、日本版DMO²の設置を推進します。

2：【DMO】：Destination Marketing/Management Organization の略。地域において官民一体で観光地と地域資源の一体的なブランド開発を推進する組織。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度	➡	平成31年度
①観光入込客年間延べ数	33,207 千人 (H26)		34,000 千人
②宿泊客年間延べ数	3,688 千人 (H26)		3,750 千人
③年間観光消費額	1,367 億円 (H26)		1,450 億円
④観光満足度	57% (H26)		70%

- ① 魅力ある観光地づくりや新たな市場の開拓により、平成26の実績値を上回ることを目標としています。
- ② 魅力ある観光地づくりや新たな市場の開拓により、平成26の実績値を上回ることを目標としています。
- ③ 観光客1人当たりの消費単価を上げるにより、今後4年間で約5%の増加を目指します。
- ④ 観光資源の魅力付けやおもてなしの向上により、今後4年間で約15%の増加を目指します。
- ※上記はいずれも「島根県観光動態調査」で調査する数値です。

施策 I-3-2	情報発信等誘客宣伝活動の強化
-------------	----------------

目 的

- 「歴史」「自然」「文化」「伝統芸能」など島根県独自の魅力を、様々なメディアを活用し国内外に向け複合的に情報発信し、観光誘客を促進します。

現 状 と 課 題

- 新聞・雑誌、テレビ・ラジオ、インターネットなど、昨今の情報収集媒体は多様化しています。併せて、観光客の旅行スタイルや形態も変化しているため、その行動様式や各媒体の特性に応じた訴求効果の高い情報発信を行うことが必要です。
- 平成 25 年度から実施している「ご縁の国しまね」キャンペーンなどにより、島根の「神々」や「ご縁」といったイメージは徐々に定着しつつありますが、全国での「島根県」の認知度はまだ低い状況です。
- 出雲地域だけでなく石見地域や隠岐地域それぞれの情報発信を強化するなど、島根県全域の認知度をさらに向上させる必要があります。

取 組 み の 方 向

- タレントやキャラクターを活用した観光プロモーションを展開するなど、島根が誇る観光素材を国内外に積極的・戦略的に PR します。
- 公益社団法人島根県観光連盟、市町村や市町村観光協会等との連携を強化し、新聞・雑誌、テレビ・ラジオ、インターネットなど様々なメディアを活用することにより、効果的な情報発信を積極的に行います。
- 口コミによる情報拡散を図るため、フェイスブックやユーチューブなどの SNS を活用し、国内外に向けて、島根の「本物」を感じることができる観光資源を、質の高い映像等で情報発信することを強化します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
①都道府県魅力度ランキング	40 位 (H27)		20 位
②島根県への来訪意向割合	10% (H26)	15%	

- ① 「地域ブランド力調査」(ブランド総合研究所)の都道府県魅力度ランキングの順位です。今後4年間で20位アップを目指します。
- ② 「しまねの観光認知度調査」で、行ってみたい都道府県(上位5位)に、島根県と回答した人の割合です。今後4年間で約5%の増加を目指します。

施策 I-3-3	外国人観光客誘客の強化
-------------	-------------

目 的

- アジア地域や欧米地域を対象に、訴求力の高いプロモーションや情報発信、受入環境整備などを実施することにより、今後、増加が見込まれる外国人観光客の誘客を促進します。

現 状 と 課 題

- 近年、訪日外国人が大幅に増加していますが、海外での島根県の認知度はまだ低く、また、県内には海外からの直接的なゲートウェイがないため、全国と比べると外国人観光客の伸びが弱い状況です。
- 2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、外国人宿泊者数の更なる増加が期待されるため、海外からの定期路線・航路を持つ地域と連携した海外でのプロモーション活動の強化や受入環境の整備などを進める必要があります。

取 組 み の 方 向

- 他県と連携した旅行博への出展や商談会の実施、貸切バスツアー助成などにより、団体旅行者に向けた旅行商品造成や販売促進を強化します。
- 旅行会社とタイアップした広告掲載、観光情報ウェブサイトの充実、有名旅行ガイドブックへの記事掲載など個人旅行者に向けた情報発信を強化します。
- Wi-Fi スポット、消費税免税店、二次交通の整備、ゲートウェイから島根県までの交通手段の情報提供、通訳案内士の養成など、外国人観光客の受入環境の整備を推進します。
- 境港管理組合や鳥取県、市町村などと連携した船会社や旅行会社への誘致活動や、外国船対応コーディネーターの配置など、境港や浜田港へのクルーズ客船誘致を強化します。
- 鳥取県と連携して、山陰版DMO¹を設置し、官民一体で観光地と地域資源の一体的なブランド開発を推進します。

1：【DMO】：Destination Marketing/Management Organization の略。地域において官民一体で観光地と地域資源の一体的なブランド開発を推進する組織。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
①主要観光施設の外国人利用者数	7.5万人 (H26)	⇒	16万人
②外国人宿泊客数	3万人 (H26)		8万人
③消費税免税店舗数	44店舗 (H27)		100店舗

- ① 「しまね国際観光推進協議会」が実施している主要有料観光施設の外国人割引の利用者数です。今後4年間で倍増を目指します。
- ② 「島根県観光動態調査」で調査する外国人宿泊者数です。今後4年間で約2.5倍増を目指します。
- ③ 消費税免税店の登録店舗数です。今後4年間で2.3倍増を目指します。

施策 I - 4 - 1	経営革新及び経営基盤の強化への支援
-----------------	-------------------

目 的

- 中小企業・小規模企業への経営相談や事業資金の融資を行うとともに、新商品開発・販路開拓などの取組みを促進することにより、中小企業・小規模企業の経営革新及び経営基盤の強化を図ります。

現 状 と 課 題

- 県内中小企業・小規模企業の多くが財務体質や信用力の弱さから資金調達が厳しい状況にあります。
- また、県内中小企業・小規模企業を取り巻く経済環境は、経済活動のグローバル化の影響や国内・地域内市場の縮小など、依然として先行きが不透明な状況にあります。
- このような状況の中で、中小企業・小規模企業の経営基盤を安定・強化させるには、県と商工会議所、商工会、中小企業団体中央会などの商工団体が連携して行う経営支援の充実・強化を図るとともに、信用保証制度を利用した融資を活用して資金調達の円滑化を支援することが求められています。
- 一方、新たな市場に向け、差別化された商品やサービスの創造が必要であり、地域固有の資源を活用した取組みや、特色ある技術・製品づくりを支援することが求められています。
- 伝統工芸品産業は他産地との競争があり厳しい状況にある。一方、手作り商品に対する関心が高まる中で、消費者の注目が集まっており、新たな用途開発や販路の拡大への取組みと後継者育成による特色ある産業としての継承が求められています。
- 商業者の高齢化等により、中山間地域や離島を中心として、商店数が著しく減少し、商業機能が失われつつある地域もあることから、買い物弱者支援といった住民福祉の確保の視点に立った対策も求められます。
- 建設産業においては、公共工事削減等の影響から、非常に厳しい経営環境にあり、経営の合理化や多角化、異分野進出などによる経営の革新が求められています。

取 組 み の 方 向

- 県内中小企業・小規模企業が多様化するニーズに的確に対応できるよう、また、複雑化や広域化する課題に対応できるよう、県と商工団体によるきめ細かな経営支援体制を確保し、中小企業・小規模企業が行う経営改善、経営基盤の強化や新分野進出等経営革新の取組みを支援します。
- 経済環境等の変動に対応して、これまでも円安に伴う原材料価格高騰等を受け「円安等対策資金」の創設など県内企業の資金繰りを支援してきました。今後も経済情勢や経営実態を見極めつつ、県内中小企業・小規模企業の資金需要を把握し、資金調達の円滑化を支援します。
- 伝統工芸品の販路拡大のための専門展示商談会への出展等への支援や、後継者育成のための支援を行います。
- 商業者の高齢化等により県内商業等の店舗が著しく減少し、地域の商業機能が失われつつあることから、小売店等の開店や移動販売事業の取組みなどを、市町村と連携して支援します。
- 建設産業が異分野に進出するために行う調査研究、販路開拓、初期投資など地域課題に対応した新たな事業化の取組みを支援します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度	平成31年度
①経営革新計画の年間承認件数	38件 (H26)	50件
②商工団体による県内中小企業の年間巡回相談対応件数	38,395件 (H26)	38,000件
③島根県物産協会での伝統工芸品の年間販売額	6,000万円	6,000万円
④小売店等の店舗整備の年間件数	107件 (H26)	100件
⑤建設産業の異分野進出による雇用創出数	—	100人 (H28～32)

- ① 中小企業新事業活動促進法に基づき、新商品開発等の新たな事業活動によって経営の向上（経常利益の増加等）を目指す計画の承認件数です。平成28年度から毎年50件を目標としています。
- ② 商工団体による経営指導等の巡回相談対応件数です。きめ細やかな支援を目指すものです。平成26年度の実績は、平成22年度比で12%増の38,395件と大きく伸びています。この実績を基準に毎年38,000件の巡回相談を実施します。
- ③ 島根県物産観光館、にほんばし島根館、島根県物産協会が行う各種イベント等における県内伝統工芸品の年間販売額です。他産地との競争もある中で、現在の販売額を維持することを目標とします。
- ④ 地域商業等支援事業の活用などにより、開店、移動販売車整備などに取り組んだ小売店等の数であり、平成26年度の実績値を目標としています。
- ⑤ 建設産業の異分野進出による雇用創出数です。5年間で100人の雇用創出（パートを含む）を目指します。

施策 I - 4 - 2	円滑な事業承継の推進
-----------------	------------

目 的

- 企業の持続的発展に向け円滑な事業承継を推進し、長年にわたり中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が引き継がれ、雇用の場を維持していくことを目指します。

現 状 と 課 題

- 少子高齢化と人口減少の進展による需要の減少、経済社会生活圏の広域化、経済活動のグローバル化等による経済環境の変化に伴い、経営状況は厳しさを増しています。
- このため、経営者の高齢化や経営の悪化による事業閉鎖・廃業等が進行し、長年にわたり中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が失われるとともに、雇用の場の減少による若年層の県外への流出が続いています。
- このような状況の中、商工団体などの支援団体等と連携しながら、中小企業・小規模企業の持続的発展に向け、事業承継を推進し、雇用の場を維持していくことが求められています。

取 組 み の 方 向

- 中小企業・小規模企業に対して支援団体等と連携しながら事業承継に関する啓発活動を進め、相談対応やアドバイザーの派遣など、計画的な事業承継の促進に向けた支援を強化します。
- 中小企業・小規模企業の人材育成等の体制整備や新商品開発・販路開拓など、事業承継を契機とした新たな取組みを支援します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度	→	平成31年度
事業承継計画を策定し、後継者を確保した企業数（累計）	—	→	200 社

- 県内中小企業・小規模企業のうち、商工団体等支援団体の助言を受けることなどを通じて、事業承継計画を策定し、後継者を確保した数です。平成28年度から平成31年度までの累計での目標です。

施策 I-5-1	雇用・就業の促進と人材の確保
-------------	----------------

目 的

- 高校生や大学生等への県内企業情報の提供や求職者へのきめ細かい職業紹介などの対策を行うことにより、県内企業の人材確保を目指します。

現 状 と 課 題

- 近年、島根県の雇用情勢は改善傾向が続いており、平成 26 年の平均有効求人倍率は 1.17 倍、平成 27 年 10 月の有効求人倍率は 1.34 に達しています。求人数が求職者数を大きく上回る状況にあることから、県内企業においては、人材を確保していくことが必要です。
- 特に、建設業、製造業、福祉・医療の業種については、経済状況の好転による採用意欲の高まりや、高齢化の進行による介護人材等のニーズなどにより、人材不足が深刻化しており、人材の確保が重要な課題となっています。
- 高校生の県内就職率は、近年、上昇傾向にあるものの、これを更に高めていくためには、県内企業の魅力や就職情報を伝える取組みの強化が必要です。
- 高校卒業後、大学等に進学する者のうち概ね 7 割は県外に転出し、その多くが県外で就職している状況です。こうした学生の県内就職を促進することが、人材確保を進める上で重要です。
- また、県内に進学した大学生等に対しても、大学等との連携を図りながら県内企業についての理解を促進していくことが必要です。
- 県内企業が技術開発や販路開拓等に取り組む上では、高度な知識・経験を有する専門的な産業人材（プロフェッショナル人材）が必要となることから、こうした人材の確保も重要です。

取 組 み の 方 向

- 若年者、中高年齢者、障がい者、若年無業者を含めた幅広い求職者に対するきめ細かい就職支援を行うことにより、県内への就職を促進します。
- 各地域の市町村・商工団体とともに高校と地元企業の連携強化を図り、高校生の県内就職を推進します。
- 大学生等の県内就職を推進するため、インターンシップを活用した県内企業理解の促進や「しまね就職フェア」等のイベントにより、学生と県内企業とのマッチングに取り組めます。
- 進学等により県外に転出した若年者に対して、県内企業や県内就職に関する情報を積極的に発信することにより、県内への就職を促進します。
- 人材不足が深刻である建設業、製造業、福祉・医療については、県内外の専門高校や大学等、養成機関、関係団体等の連携により、県内就職促進に向けた取組みや情報発信を実施していきます。
- 県内企業の技術革新や新分野進出等に資する高度技術・技能を有する産業人材など、地域産業が必要とする人材の県内への就業を支援します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度	➡	平成31年度
① 高校卒業生の県内就職率	78.2% (H26)		84.0%
② 県内高校の進学予定者のうち しまね学生登録者の割合	53.0% (H26)		100.0%
③ ジョブカフェしまねでの大学 生インターンシップの実施件 数	345 人 (H26)		450 人
④ 県内企業に対するプロフェッ ショナル人材確保支援の実施 件数	—		120 件 (H28～31)

- ① 高校生の就職者のうち県内企業等へ就職する割合です。4年間で5%程度の向上を目指します。
- ② 「しまね学生登録」とは、大学等への進学者に対して県内の就職情報等を提供するための登録制度です。進学予定者全員の登録を目指します。
- ③ 「インターンシップ」とは、企業等において学生に就業体験の機会を提供する取組みです。ジョブカフェしまねで実施するインターンシップについて、近年の実績を踏まえ、平成26年度実績の1.3倍を目指します。(H24:187人、H25:234人、H26:345人)
- ④ 「プロフェッショナル人材」とは、新商品開発や新たな販路開拓など企業の成長戦略を推進する産業人材を指します。年間30件程度の確保を目指します。

施策 I-5-2	人材の育成・定着
-------------	----------

目 的

- 多様な職業能力向上の取組みや就業環境の整備を支援し、地域産業を担う人材の育成・定着を目指します。

現 状 と 課 題

- 人材不足が顕著な建設業、製造業、医療・福祉や、さらなる成長が見込まれる IT 産業、観光産業などにおいて、企業のニーズに対応できる人材の育成が求められています。
- 技術の高度化、IT 化の進展などから、競争力強化に繋がる高度な技術を持つ人材の育成が必要となっています。
- 熟練技能者の高齢化や若年者の「ものづくり離れ」が進む中、優れた技能の継承や後継者の育成が必要です。
- 高校生・大学生の就職 3 年以内の離職率が全国平均を上回る状況が続くなど、採用後の人材育成や職場定着が課題となっています。
- 中小企業には、労働者が安心して働けるよう、福利厚生充実、退職金共済制度の導入など働きやすい職場づくりが求められています。
- 雇用形態や就業形態の多様化が進み、労使関係がより複雑化している中で、労使双方への情報提供や労使からの相談体制を充実し、労使関係の安定を促進することが求められています。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への理解を深めるとともに、出産や育児による離職を減らしていくことが求められています。

取 組 み の 方 向

- 人材不足が顕著な産業や、さらなる成長が見込まれる産業などにおいて、企業のニーズに対応できる人材の育成を進めるとともに、県内産業界で必要とされる高度技術と熟練技能の継承や後継者の育成に取り組みます。
- 若い技能者が育ち優れた技能が継承されていくために、若年者が「ものづくり」に関心を持つ取組みを進めていきます。
- 企業が独自に行う人材育成・定着の取組みに対する支援を強化するとともに、企業の経営者等を対象とした人材育成・定着を図る取組みを進めます。
- 若年者の人材育成・職場定着を図るため、企業ニーズに対応した基礎的な技術・技能を身につける職業訓練を実施するとともに、各地域で市町村や産業界と連携した研修等に取り組みます。
- 関係機関と連携し労働関係法などの法制度の普及啓発を行い、就業環境の改善を促進します。
- 経営者向けの研修等を通じてワーク・ライフ・バランスへの理解を促進するとともに、出産後も仕事を継続できるよう職場環境の改善の取組みを支援します。
- 健全で安定した労使関係の形成を図るために、労働相談員を配置して労使双方からの様々な労働問題の相談に対応します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度	平成31年度
①新規高校卒業就職者の就職3年後の定着率	57.7% (H26)	70.0%
②新規大学卒業就職者の就職3年後の定着率	61.6% (H26)	70.0%
③県が実施する人材育成研修の受講企業数	687社 (H26)	800社
④県の支援により人材育成計画の策定・実行に取り組む企業数	— (H26)	75社 (H27～31)
⑤技能検定（技能の習得レベルを評価する国家検定制度）合格者数	745人 (H26)	750人

- ① 高校新卒者が就職3年後に職場に継続して勤務している割合です。全国平均を上回ることを目指します。
- ② 大学新卒者が就職3年後に職場に継続して勤務している割合です。全国平均を上回ることを目指します。
- ③ 県が実施する研修に参加する企業数です。800社が受講することを目指します。
- ④ 県の支援により人材育成について計画を策定・実行する企業数です。毎年度15社程度の企業が取り組むことを目指します。
- ⑤ 技能検定制度における年間の合格者の数です。現状の合格者数の確保を目指します。

施策 I-5-3	UIターンの促進
-------------	----------

目 的

- UIターン希望者に対し、総合的な定住情報を提供するとともに、産業体験や無料職業紹介による就業支援等により、定住の促進を目指します。

現 状 と 課 題

- 島根は、若年者の県外流出等による人口減少や少子高齢化により、総人口はもとより生産年齢人口の減少による経済的な活力の低下が危惧されています。
- 近年、都市住民の中で団塊の世代はもとより若者も田舎暮らしやふるさと回帰志向が高まっており、この機会をとらえて、移住・定住に結びつけていくことが必要です。
- 一方、全国的な「地方創生」の取組みにより移住・定住に力を入れる自治体が増え、地域間競争も激化しています。
- 県では、ふるさと島根定住財団を総合的な窓口として、UIターン希望者に対する相談や情報提供、無料職業紹介、農林水産業等の産業体験等を実施し、移住・定住を推進しています。なお、平成 26 年度末の無料職業紹介での就職決定者は 927 人（累計）、産業体験での県内定着者は 671 人（累計）となっています。
- 県内の市町村では、定住支援員の配置などUIターンの取組みが活発化し、近年UIターン者数は増加してきています。この流れを一層大きく強いものにすることが必要です。

取 組 み の 方 向

- UIターン希望者への総合的な情報提供を実施します。
- 「しまね田舎ツーリズム」による体験プログラムや、農山漁村での生活体験、市街地でのお試し暮らしなど、島根くらしの体験を通じて、地域の魅力の触れる機会を増やします。
- 市町村等が行う空き家バンクの充実や空き家情報の提供、空き家を活用したUIターン者向け住宅整備に対し改修費の助成を行うなど住居の確保のための取組みを推進します。
- 移住・定住の推進に向けた地域の魅力づくりの一環として、島根で健やかに成長し、個性を伸長できる魅力的な教育環境づくりを、市町村・関係機関と連携して推進します。
- 市町村、ふるさと島根定住財団や関係団体・企業、地域住民等が一丸となり、情報発信、相談・誘致、体験・交流、受け入れ（仕事・住居の確保）、フォローアップといった各段階に応じたUIターン支援をきめ細かく一貫して行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度	➡	平成31年度
①U I ターン者受入数	— (H26)		500 人増
②U I ターン希望者の産業体験終了後の年間定着者数	53 人 (H26)		53 人
③島根ふるさと情報登録事業の登録者数	908 人 (H26)		3,000 人
④U I ターン希望者のための無料職業紹介による年間就職決定者数	181 人 (H26)		210 人

- ① 市町村やふるさと島根定住財団の支援を受けたかどうかに関わらず、県外からの転入者のうち5年以上島根に住む意思のある者の数です。5年間で500人増を目指します。
- ② ふるさと島根定住財団が行う農林水産業、伝統工芸産業等への産業体験事業修了後、県内で就業、就職した人の数です。これまでの実績を基に、平成26年度の実績値を目標としています。
- ③ 県外で島根県の情報を直接的に提供する登録者の人数です。平成26年度の実績450人の増加を基に積算し、3,000人を目指します。
- ④ ふるさと島根定住財団が行う無料職業紹介により就職が決定した人の数です。これまでの実績を基に、年間就職決定者数210人程度を目指します。

施策 I - 6 - 1	高速道路網の整備
-----------------	----------

目 的

- 高速道路や、高速道路へつながるアクセス道路の整備を進め、産業活動を支える高速交通網の形成を目指します。


現 状 と 課 題

- 県の東西をつなぐ山陰道の供用は未だ 56%である上、24 k mの未事業化区間が残っています。
- 地方に安定した雇用の場が確保されるよう産業を振興するとともに、大規模災害時の代替路を確保し、住民の安全安心を守るため、高速道路ネットワークの未整備区間（ミッシングリンク）の早期解消が強く望まれています。

取 組 み の 方 向

- 未事業化区間について、事業化に向けた手続を促進し、県内区間の早期全線事業化を目指します。
- 事業中区間の整備を促進し、山陰道「多伎朝山道路」、「朝山大田道路」、「浜田三隅道路」などの早期開通を目指します。
- 高速道路 IC へのアクセス道路の整備を重点的に進め、高速道路ネットワークの早期形成を目指します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
①山陰道の供用率	56%		
②高速道路 IC への 30 分到達圏 域面積の割合	(精査中) %		(検討中) %

- ① 山陰道の平成 30 年度供用率は、国の整備計画に基づいたものですが、県としては、これまで重点要望等で要請してきた平成 32 年（2020 年）までの全線開通を、引き続き国に働きかけていきます。
- ② 最寄りの IC まで 30 分で到達できる地域の面積の割合です。山陰道「多伎朝山道路」、「朝山大田道路」、「浜田三隅道路」の開通を見込んだ目標値です。

施策 I-6-2	航空路線の維持・充実
-------------	------------

目 的

- 航空路線の維持・充実により、県内3空港の利便性の向上を目指します。

現 状 と 課 題

- 東京、大阪等の大都市圏から遠く離れている本県にとって、県内各空港の航空路線は、人・物の交流による観光振興や産業振興、県民の便利で快適な暮らしを実現するために重要な役割を果たしています。
- 航空事業者の国際競争が進む中で、地方航空路線を取り巻く状況は厳しくなっていますが、出雲縁結び空港の名古屋線と札幌線の運航再開、萩・石見空港の東京線の2便化実現など、県内の航空路線は徐々に改善が図られています。
- 航空路線の維持・充実のため、観光客の誘致などによる交流人口の拡大に向けて、地域と一体となった利用促進の取組みを継続していくことが必要です。

取 組 み の 方 向

- 県内の航空路線について、地域と一体となった利用促進策や、ダイヤ改善などの利便性向上に取り組み、航空路線の維持・充実を図ります。
- 本土と離島を結ぶ航空路線の維持を図ります。
- 東京・大阪等の大都市圏との便数増、新規路線の開設に向けて取り組むとともに、国際チャーター便の誘致を進めます。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
①出雲縁結び空港の年間乗降客数	78.5 万人 (H26)		90.0 万人
②萩・石見空港の年間乗降客数	11.4 万人 (H26)		14.5 万人
③隠岐世界ジオパーク空港の年間乗降客数	5.1 万人 (H26)		5.4 万人

- ①②③ 各空港の路線ごとの需要の見通しや就航機材を基に、航空路線を維持するために必要な乗降客数を見込み、目標値を設定しました。

施策 I - 6 - 3	空港・港湾の維持・整備
-----------------	-------------

目 的

- 物の流れや、人の流れを支える空港・港湾の機能の維持向上が図られるよう適切な管理を行うとともに、計画的な整備を進めます。

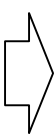
現 状 と 課 題

- 広域的な地域間交流や観光産業の振興などにより地域活性化を図っていくためには、航空路の充実が重要であり、航空機の運航に支障をきたさないよう計画的な更新・充実を図るなど、その基盤となる空港施設の適切な維持管理は不可欠です。
- 県内企業の国内・海外展開の物流拠点となる港湾については、物流機能の強化のための係留施設・臨港交通施設等の整備や、船舶の安全航行のための外郭施設等の整備が課題となっています。
- 日本海側拠点港に選定された浜田港、境港について、海外貿易航路や国内物流等の拠点港としての機能実現のため、ハード、ソフト面での対応の強化が課題となっています。

取 組 み の 方 向

- 空港・港湾の適正な維持管理に努めるため、施設や設備の更新を適切に行います。
- 物流拠点港の充実を図るため、必要な外郭、係留、臨港交通施設等を整備します。
- 日本海側拠点港に選定された浜田港については、海外貿易航路の拡充等のため、高速道路ネットワークと直結する臨港道路等の整備やポートセールス等を強化します。
- 境港については、宍道湖・中海圏域の産業振興、観光振興を図るため、共同管理者である鳥取県と連携し、施設整備、ポートセールス等を行います。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
①物流拠点港の岸壁の整備率	89% (H26)		96%
②物流拠点港の防波堤の整備率	64% (H26)	92%	

- ①② 整備中の物流拠点港（松江港、河下港、江津港、浜田港）の計画総延長に対する実施済み延長の割合です。優先度を考慮して目標値を設定しました。

Ⅱ 安心して暮らせるしまね

施策 Ⅱ－１－１	危機管理体制の充実・強化
-------------	--------------

目 的

- 自然災害や原子力災害以外のテロ事件や新興感染症など、いつ発生するか予測できない危機に対し、迅速・的確に対処できるように体制を充実・強化し、県民の生命、身体及び財産の被害を最小限にします。

現 状 と 課 題

- 県では、様々な事案に迅速かつ的確に対応するため危機管理対策本部を設置し、庁内全体で情報を共有し応急対策を実施しています。
- 世界各地で発生するテロ・ゲリラ事件や北朝鮮による弾道ミサイル発射など、予測できない突発的な重大事件に対する県民の不安が高まっています。
- 海外では鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）のヒトへの散発的な感染が継続しており、今後も新型インフルエンザの出現が強く懸念されているため、医療体制等の確保や関係機関との連携強化を行う必要があります。

取 組 み の 方 向

- 各分野における図上訓練や情報伝達訓練、実動部隊による個別的・実践的な事案対応訓練などにより、危機管理能力や実践的対応能力の向上を図るとともに、危機管理事案に対して迅速・的確に対処できるよう関係機関との連携を強化します。
- 武力攻撃やテロ攻撃などから県民の生命・身体・財産を守るため、「島根県国民保護計画」に定めた関係機関との連携体制の整備や訓練などを着実に実施します。
- 感染症医療提供体制の確保や感染症発生動向調査の拡充を図るとともに、感染症発生時を想定した訓練を実施します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標
危機管理事案発生時に迅速・的確な対応が取れる体制の充実・強化を図る。

- 危機管理事案発生時に迅速・的確な対応が取れるよう、日頃から図上訓練や情報伝達訓練、実動部隊による個別的・実践的な事案対応訓練などにより、危機管理能力、実践的対応能力の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

施策 Ⅱ－1－2	消防防災対策の推進
-------------	-----------

目 的

- 防災関係機関等との連携の強化や防災訓練の実施、緊急連絡体制を整備し、風水害、土砂災害、地震、津波、大規模火災・事故等の災害の発生時やこれらの災害が広域的大規模に発生した場合の県民の生命、身体及び財産への被害を最小限にします。

現 状 と 課 題

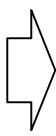
- 島根県は、急峻な山地が 80%以上を占めるなど、その自然環境の特性から幾多の風水害に見舞われてきました。また、長い海岸線とその沖合に広大な海面も有しており、過去には津波被害も発生しています。
- 東日本大震災等を踏まえ、広域的大規模災害や津波災害等に備えた県の防災体制の充実が課題となっています。
- 県民の防災意識の向上、災害のおそれのある土地の明確化と利用規制、自主防災組織や災害ボランティアの育成強化、防災訓練の充実、緊急物資の整備、広域応援体制の整備に取り組むことが必要です。
- 異常なゲリラ豪雨をもたらす昨今の気象状況を踏まえ、災害発生前には、県と市町村が連携し情報共有を確実に実施することが必要です。
- 災害発生時には、「減災」のために、県、市町村の迅速な初動対応の確立、被害情報収集と警戒・避難体制の確立、緊急輸送路の確保、周辺住民への広報活動を強化するとともに、被災者への物資等の配付など、災害応急対策を迅速、的確に実施することが重要です。
- 災害時の医療提供体制を確保するため、災害拠点病院の整備や搬送体制など関係機関の連携強化を進めています。
- 土砂災害、浸水害、津波などから人命を守るためには、住民が速やかに避難することが大事であり、避難行動要支援者（高齢者、要介護者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児、児童等）を始め、住民の避難支援対策を進めることが必要です。
- 火災の予防・消火、救急救助などにおける迅速な対応、消防機関の体制と機能の強化が課題となっています。また、消防団の活性化に取り組む必要があります。
- 防災行政無線設備は設置後 15 年以上経過し老朽化が進み故障が頻発しており、また今後は高度で多様化する情報社会に対応した通信設備の導入が求められています。

取 組 み の 方 向

- 広域的大規模災害や津波災害等に対応できるよう県地域防災計画を見直します。
- 県が実施した地震(津波)被害想定調査結果に基づき、想定される被害に対する減災目標を設定して、地震・津波災害の防災・減災対策を実施します。
- 土砂災害特別警戒区域の基礎調査結果の公表を行い、指定を進めるとともに、県民の防災意識の向上のため、土砂災害防止学習会等に取り組みます。
- 住宅・建築物の耐震化を促進するため、市町村や関係団体等と連携し、県民の意識啓発や支援等に取り組みます。
- 津波浸水想定区域図を作成し、市町村による津波ハザードマップ作成や津波避難計画の策定を促進します。
- 市町村と連携した自主防災組織や災害ボランティアの育成強化により、地域の防災力の向上を図ります。
- 災害発生時に迅速・的確な対応が取れるよう、職員の招集体制を整備するとともに、図上訓練や情報伝達訓練等を実施します。
- 自衛隊や海上保安部など防災関係機関との連携を強化するため、連絡会を開催し防災に関する情報共有を図るとともに、共同訓練等を実施します。

- 津波に対する防災知識を普及し、住民が迅速な避難行動がとれるよう、市町村と連携し防災訓練や防災研修会を開催します。
- 食糧、生活必需品の調達など災害時の応急対策が的確に実施できるよう、関係団体等との協定締結を進めます。
- 大規模災害が発生した場合に備え、国や市町村等と連携しながら、食糧等の備蓄・調達・輸送体制を整備します。
- 中国5県及び中国四国9県での災害発生時の広域支援協定等に基づき、広域的大規模災害時の相互支援体制を整備します。
- 災害発生時には、「減災」のために、市町村と連携して迅速な初動対応、被害情報収集と警戒、緊急輸送路の確保、周辺住民への広報活動を強化するとともに、被災者への物資等の配付など、災害応急対策を迅速、的確に実施します。
- 土砂災害、浸水害、津波などから人命を守るため、市町村における避難行動要支援者や住民の避難支援対策が進むよう、市町村、社会福祉団体等との協議を進めます。
- 県、市町村、住民が協力して、津波からの速やかな避難を目的に、沿岸地域ごとに避難場所や避難経路、避難行動要支援者の避難支援等を定めた津波避難計画の作成を促進します。
- 防災訓練の実施、緊急物資の整備、消防機関の人員・能力・装備・広域応援体制等の充実強化、市町村消防団の活性化などにより、防災関係機関の災害対応能力の向上を図ります。
- 防災行政無線設備について、無線通信のデジタル化に適合した機器に更新するとともに、高度多様化する情報社会に対応するため、今後世界標準規格となるIP型データ通信方式に対応した設備の導入を引き続き進めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
①広域的大規模災害や津波災害等に対応できるよう県地域防災計画の見直しを行う。			
②公共建築物の耐震化率	85% (H26)		95% (H32) <small>※耐震改修促進計画（第2次）</small>
③土砂災害特別警戒区域の基礎調査結果の公表市町村数	8市町		19市町村

- ① 東日本大震災等を踏まえ、広域的大規模災害や津波災害等に対応できる防災体制を構築できるよう、県地域防災計画の見直しを行います。
- ② 多数の者が利用する公共建築物（県庁、市町村役場、小・中学校、体育館、公営住宅等）の耐震化対策の進捗状況です。「島根県建築物耐震改修促進計画」における公共建築物の耐震化率の目標値から設定しました。
- ③ 土砂災害の発生の恐れのある土地の区域を明らかにし、市町村の警戒避難体制の整備を支援するほか、危険な土地に新たな家屋や施設の立地を抑制することを目的として指定する区域です。基礎調査の執行計画に基づき平成31年度全市町村の公表を目標としました。

施策 Ⅱ－１－３	原子力安全・防災対策の充実・強化
-------------	------------------

目 的

- 原子力発電所周辺地域の環境放射線の測定監視や発電所の運転状況等の把握と情報公開に努めるとともに、万一の原子力災害に備え、防災体制を充実・強化し、地域住民の安全を確保するとともに安心して暮らせる環境を保全します。

現 状 と 課 題

- 福島第一原子力発電所事故を踏まえて、国が示した考えに基づき、島根原子力発電所周辺のモニタリングポストを増設、監視体制を拡充しました。そのもとで、環境放射線モニタリングの運用を図っていく必要があります。
- 福島第一原子力発電所事故後施行された新規制基準を受け、中国電力は島根原発2号機について原子力規制委員会に新規制基準適合性確認申請を行い、現在、原子力規制委員会で審査が行われています。また、中国電力は、島根原発1号機について平成27年4月30日をもって運転終了し、今後、廃炉に向けた手続きが進められる見込みです。中国電力の対応及び原子力規制委員会による審査状況を注視し、情報収集及び情報発信に努める必要があります。
- 国の「原子力災害対策指針」の見直し等を踏まえ、県や立地・周辺市の地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画の改定や、防災訓練の実施等を通じ、緊急時における防災体制の充実を図っていく必要があります。

取 組 み の 方 向

- 島根原子力発電所の運転が安全に行われているかを監視するため、中国電力と締結している安全協定に基づき、平常時から情報連絡や立入調査等を行います。
- 島根原発1号機の廃止措置計画認可申請にあたっては、安全協定に基づいて、中国電力は県及び松江市の事前了解を得る必要があります。なお、県は、中国電力から事前了解願いが提出された場合には、初めに、中国電力から廃止措置計画の内容について説明を受け、国へ申請することのみを了解し、原子力規制委員会の審査終了後に、その審査結果の説明を受けた上で、県議会、県安全対策協議会、原子力安全顧問、立地・周辺自治体等の意見を聞き、最終的な了解をするかどうかを総合的に判断します。
- 島根原発2号機の新規制基準適合性確認審査については、原子力規制委員会の審査状況を注視し、情報収集及び情報発信に努めます。審査の終了後、審査結果について原子力規制委員会から説明を受け、それに対して、県議会をはじめ、県安全対策協議会、原子力安全顧問、立地・周辺自治体等の意見を聞き、県として最終的な事前了解をするかどうかを総合的に判断します。仮に、政府から島根原発2号機の再稼働への理解を求められた場合には、安全の確保を大前提として、同様に県として総合的に判断します。
- 島根原子力発電所周辺の環境放射線については、発電所周辺にモニタリングポスト等を配置し、常時監視を継続するとともに、緊急時においては、国が示した考え方

に基づき、モニタリングポストを防護地区ごとに1か所以上設置した拡充した体制で、運用を図っていきます。

- 原子力発電所の運転状況や放射線・放射能に関する知識等について、情報収集に努め、関係自治体とも情報共有に努めるとともに、周辺地域住民の方々へも広報誌、インターネットや原子力関連施設見学会・講演会等により、きめ細かな広報や情報提供を行っていきます。
- 万が一の原子力災害に備え、広域避難計画の実効性向上に向け、国、島根・鳥取両県、島根原発の立地市及び周辺市における作業チームにおいて、引き続き検討を進めていきます。
- 特に、病院入院患者、社会福祉施設入所者、在宅のいわゆる避難行動要支援者の広域避難における支援要員、移動手段の確保等、県単独では解決しがたい課題については、上記作業チームにおいて、国や関係機関とともに検討していきます。また、即時避難が困難な避難行動要支援者等が利用する社会福祉施設や、原子力防災の拠点となる施設に対して放射線防護対策を実施していきます。
- 周辺市の区域や県境を越えた広域避難が必要であり、引き続き受入先との調整を行っていきます。
- 避難区域が本土側の寄港地や空港を含むエリアに拡大した場合においても、隠岐・本土間の人や物資の交流に支障が生じないように対策を検討します。
- 周辺自治体も含めた緊急時通信網や原子力防災設備・資機材・備蓄品の整備拡充を行っていきます。
- 隣接県とも連携し、防災業務関係者の緊急時対応能力を高めるため、広域的な枠組での原子力防災訓練を実施します。
- 立地・周辺自治体と連携して、地域住民の方々への避難方法の周知を図っていきます。
- 原子力発電所事故の影響が広域化し、オフサイトセンターや県庁での災害対策業務の遂行に影響が生じた場合に備え、オフサイトセンターの緊急時機能強化や機能移転について検討します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度	平成31年度
①モニタリングポストを増設、拡充した体制で、平常時及び緊急時における環境放射線モニタリングの運用を図る。		
②地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画の見直しを行う。		
③原子力防災訓練に参加した防災業務関係者の訓練目的・目標の達成割合	95%	95%以上

- ① 平常時の環境放射線監視体制に加え、「緊急時防護措置を準備する区域」(UPZ)においては、モニタリングの結果に基づいた、屋内退避、避難等の措置を実施することとなるため、国が示した考えに基づき、モニタリングポストを増設しました。今後は、拡充した体制で運用を図っていきます。
- ② 国の「原子力災害対策指針」の見直し等を踏まえ、広域的避難に対応できる防災体制を充実する

よう、県地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画の見直しを行います。

- ③ 原子力防災訓練に参加した防災業務関係者へのアンケートで訓練の目標や目的の達成について、「できた」「概ねできた」と回答した人の割合です。なお、新たな防災業務関係者への対応や毎年度見直す訓練内容等を関係者に継続して徹底していく必要があり、引き続き同じ目標値とします。

施策 Ⅱ－1－4	治安対策の推進
-------------	---------

目 的

- 県民が安全で安心して暮らせる日本一治安の良い地域社会を実現するため、各種犯罪への対策を強化するとともに、県民の自主防犯活動と連携し地域に密着した取組みを推進します。


現 状 と 課 題

- 各種犯罪対策の強化や防犯ボランティア団体の活動の活性化等を通じて、県民の自主防犯意識が向上したことなどにより、県内の刑法犯認知件数は、平成15年のピーク時から半減していますが、新たな脅威により治安情勢は予断を許さない状況にあります。
- 殺人・放火等の凶悪事件、子どもや女性が被害者となりやすい声かけ、つきまとい、DV・ストーカー等の人身安全関連事案、高齢者を中心とした特殊詐欺被害が続発しています。
- 情報通信技術が進展する中で、悪質巧妙化するサイバー犯罪、行政機関、民間事業者を狙ったサイバー攻撃等、サイバー空間の脅威が深刻化しているほか、特殊詐欺グループ等の組織犯罪といった新たな脅威が生じています。
- 暴力団は活動を潜在化させて市民生活に深く潜り込み、資金源獲得活動の多様化を一層強めているほか、国内最大の指定暴力団山口組の分裂に起因して、縄張り争いなどから対立抗争等へ発展する可能性も否めない情勢にあります。
- 街頭活動の強化や治安基盤の整備等により、犯罪の抑止と検挙に向けた活動を一層推進するとともに、防犯ボランティア活動の活性化や定着化に向けた各種支援を行うことなど、県民の自主防犯活動の促進を図る必要があります。

取 組 み の 方 向

- 日本一治安の良い地域社会を実現するため、官民一体となり「犯罪に強い社会の実現のための島根行動計画」に盛り込まれた各種施策を着実に推進します。
- パトロール態勢の整備等の街頭活動の強化、安全・安心情報の迅速・効果的な発信、子ども・女性・高齢者を始めとする県民の安全を守るための各種対策の強化など、犯罪抑止に向けた取組みを推進します。
- 凶悪事件等の発生に際しては、初動捜査を迅速・的確に行うとともに、綿密な現場鑑識活動、情報分析システムの効果的活用等、検挙に向けた取組みを徹底します。
- サイバー空間の安全・安心の確保に向け、違法情報に対する取締りを徹底するとともに、情報セキュリティ等の啓発活動を行うなど、総合的なサイバーセキュリティ対策を推進します。
- 暴力団犯罪の取締りを一層強化するとともに、「島根県暴力団排除条例」を効果的に活用し、官民一体の下に暴力団の排除に向けた取組みを推進します。
- 地域の様々な団体が連携して高齢者等の特殊詐欺や悪質商法被害を防ぐ地域見守りネットワークの構築を推進します。
- 犯罪の起きにくいまちづくりを推進するため、防犯ボランティアや事業者等による自主防犯活動の活性化を図り、子ども・女性の見守り活動を推進するとともに、街頭防犯カメラの設置促進など防犯環境の整備を促進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
犯罪率（暦年）	6.1件／千人		3.9件／千人

- 人口千人当たりの刑法犯認知件数（暦年）です。これまでの犯罪率減少傾向を分析し、4年後の目標値を設定しました。

施策 Ⅱ－1－5	交通安全対策の推進
-------------	-----------

目 的

- 交通安全県民運動や交通安全教育を推進し、県民の交通安全意識を一層高めるとともに、交通環境の整備や交通指導取締りにより、県民を交通事故から守ります。


現 状 と 課 題

- 県内の交通事故は、近年、発生件数・死傷者数ともに減少し、特に死者数は平成 25 年から 20 人台で推移しています。一方、全死者数に占める高齢者の割合は、平成 18 年から 9 年連続で 5 割を超えており、その特徴は、「夜間・横断歩行中」に事故に遭う割合が高くなっていることから、これらの特徴に応じた対策を中心に、「高齢者の交通事故防止」を最重点に取り組む必要があります。
- 交通事故の多くは、前方不注視や安全不確認等の基本的ルールの欠如により発生しています。このため、交通事故防止を自動車運転者や自転車利用者を含め、県民一人ひとりが自らの問題として考え、交通ルールとマナーを守り、安全な行動がとれるよう、交通安全意識を高めていくことが大切です。
- 道路利用者すべての安全・安心を確保するため、道路の整備や改良とともに「人優先の道づくり」の視点に立ち、ユニバーサルデザインの考え方に基づく、歩行空間の整備等、交通環境の整備が求められています。

取 組 み の 方 向

- 平成 28 年度から平成 32 年度までを実施期間とする「第 10 次島根県交通安全計画」に基づき、総合的な交通安全対策を推進し、死者数・死傷者数等の減少傾向を更に定着させます。
- 高齢者の交通事故を防止するため、個別訪問指導等効果的な交通安全教育を推進するとともに、交通安全リーダーの養成等により、高齢者の交通安全対策を強化します。
- 県民の交通安全意識を高めるため、自動車運転者や自転車利用者を含め、県民総ぐるみの交通安全県民運動を推進するとともに、関係機関・団体と協働して交通安全対策を推進します。
- 安全快適な歩行のために、「ゾーン 30」（最高速度規制 30 km/h の区域規制等の生活道路対策）や「事故危険箇所」を重点として、歩道や自転車道の新設、歩車分離式信号機の導入、見やすく分かりやすい標識・標示の整備等、道路交通環境を整備します。
- 夕暮れ時から夜間の事故多発時間帯や国道 9 号等事故多発路線において、交通事故に直結する悪質・危険性の高い飲酒運転、最高速度違反、信号無視等交差点関連違反の取締りを強化します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
①交通事故年間死者数	26人 (H26)		18人
②交通事故年間死傷者数	1,857人 (H26)		1,350人
③交通事故年間高齢者死者数	18人 (H26)		9人
④歩道の整備率	84% (H26)		93%

- ①②③ 国を挙げて交通事故死者数の減少を目指しており、平成32年までに交通事故死者数2,500人以下とする国の第10次交通安全基本計画及び本県の交通事故発生状況に対応し、県内では、平成32年までに死者数18人以下の達成を目指す第10次島根県交通安全計画骨子案を基にして、それぞれの目標値を設定しました。数値は暦年（1月～12月）です。
- ④ 県管理道路のうち、優先的に整備が必要な歩道延長1,340kmに対する整備率です。今後の整備見通しを基に目標値を設定しました。

施策 Ⅱ－1－6	消費者対策の推進
-------------	----------

目 的

- 自立した消費者の育成、取引の適正化、苦情処理・紛争解決体制の整備等を推進し、県民の消費生活の安全・安心を確保します。

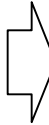
現 状 と 課 題

- 島根県消費者センター及び各市町村消費者相談窓口が受け付けた相談件数は、減少傾向にあるものの、依然として年間5千件を超え、高齢者からの相談割合が増加しています。
- 相談内容も有料サイトの不当・架空料金請求などインターネットに関するものや、借金の整理、ヤミ金融等のフリーローン・サラ金に関するものなど、ますます複雑・多様化しています。
- このような消費者からの相談に迅速・的確に対応するため、相談体制の充実強化が必要です。
- 悪質商法など高齢者や障がい者が巻き込まれる消費者トラブルを防ぐため、地域全体で見守っていく必要があります。
- 県民が安全に安心して消費行動ができる環境をつくるため、事業者の法令遵守、取引の適正化の監視・指導を強化する必要があります。
- 県民一人ひとりが必要な知識と判断力を備え「自立した主体」として消費行動ができるよう、消費者教育をさらに進めていく必要があります。

取 組 み の 方 向

- 消費者が自らの利益の擁護・増進のため自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者教育を推進し、消費者の自立を支援します。
- 消費者被害の未然防止、拡大防止のため、情報提供や啓発に努めます。
- 地域の様々な団体が連携して高齢者等の消費者被害を防ぐ地域見守りネットワークの構築を推進します。
- 消費者からの苦情・相談に応じ、助言やあっせんによりトラブルの解決と被害の救済にあたるとともに、身近な相談窓口である市町村の相談機能の充実を支援します。
- 事業者が適正に商品やサービスを提供するよう指導・監督を行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
①クーリング・オフ制度を知っている人の割合	85%		85%
②消費生活相談窓口を知っている人の割合	—	100%	

- ① クーリング・オフ制度については、毎年度実施される「県政世論調査」において「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した人の割合です。クーリング・オフ制度は、内容まで理解して初めて活用できる制度であるため、これまでの実績を踏まえ、過去最高値の85%を目指します。
- ② 消費生活相談窓口については、毎年度実施される「県政世論調査」において「よく知っている」「ある程度知っている」「見聞きしたことがある」と回答した人の割合です。消費生活相談窓口は、まず、その存在を知ってもらうことが消費者被害の救済の第一歩であることから、これまでの実績を踏まえ100%を目指します。

施策 Ⅱ－1－7	災害に強い県土づくり
-------------	------------

目 的

- 道路防災対策、治山治水対策、土砂災害対策、海岸保全対策等により県土を整備し、集中豪雨、台風、地震等の発生時における県民の生命、身体及び財産への被害の発生を未然に防ぎます。

現 状 と 課 題

- 島根県は、県土の80%を急峻な山地が占め、県内一円が特殊土壌地帯に指定され、また河川は急流で洪水が発生しやすく、海岸線の総延長は約1,030kmにわたります。
- このため、集中豪雨や豪雪・冬季波浪・高潮による被害を受けやすく、これまで幾多の自然災害に見舞われ、尊い人命や貴重な財産が失われてきました。
- 災害危険箇所の整備状況は未だに低い水準にあり、洪水や土砂災害等による被害を防止するための対策を着実に推進する必要があります。
- 河川改修の状況は、昭和58年をはじめとした豪雨災害などを契機に整備に取り組んでいますが未だに整備率は低く、治水対策を着実に推進する必要があります。
- 災害発生時における救助、救急、消防活動および救援物資の輸送を円滑に行えるよう、緊急輸送道路の防災対策、橋梁耐震化や無電柱化を重点的に行う必要があります。

取 組 みの 方 向

- 風水害や地震など自然災害に強い県土づくりを計画的に進めるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑える体制を充実させます。
- 豪雨等異常気象時においても、県民の生活を支える公共施設、病院へのアクセスを確保するため、重点的に整備する路線について、防災対策を推進します。
- 治水対策は、整備が遅れている箇所を中心に河川改修を進めるとともに、国の直轄事業である斐伊川・神戸川治水事業についても、関係機関と連携を図りながら、残る大橋川改修が促進されるよう取り組みます。
- 土砂災害対策は、事業効果の高い箇所へ重点化・集中化して整備します。
- 落石危険箇所の防災対策、橋梁耐震化や無電柱化を行うことで、防災拠点や避難所を連絡する緊急輸送道路の確保に努め、緊急物資の輸送と救援活動を支援します。
- 豪雪時には各道路管理者・防災関係者・電線管理者等が連携し除雪対応を行うとともに、持続可能な除雪体制の確保を目指し、作業を担う建設業者の負担軽減と人材育成に取り組みます。
- これまでに整備した治山治水対策、地すべり防止対策、がけ崩れ対策、海岸保全対策等の施設の適切な維持管理に努めます。
- 家屋、公共施設、農地、農業用施設などに被害を及ぼさないよう、老朽化したため池や頭首工等の改修を推進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度	➔	平成31年度
①洪水から保全される人口	(精査中) 人		(検討中) 人
②土砂災害から保全される人口	(精査中) 人		(検討中) 人
③緊急輸送道路上の防災危険箇所整備率	(精査中) %		(検討中) %
④緊急輸送道路上の橋梁耐震対策実施率	60%	73%	

- ① 河川の想定氾濫区域内人口 530,800 人の内、洪水から保全される人口です。県管理河川のこれまでの部分完成を含めた整備実績と今後の事業の実施予定に基づき目標値を設定しました。
- ② 農林および土木部局で対策を行う土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害危険箇所に対し、災害防止対策を講じた箇所の保全される人口です。これまでの整備実績と今後の事業の実施予定に基づき目標値を設定しました。
- ③ 道路防災総点検により対策が必要な危険箇所、2,136 箇所のうち、優先的に整備を行う緊急輸送道路上にある危険箇所、635 箇所の整備進捗率です。
- ④ 地震直後から発生する緊急輸送を確保するため、耐震対策が必要な橋梁 207 橋に対して、対策を講じた橋梁の割合です。

施策 Ⅱ－1－8	食の安全の確保
-------------	---------

目 的

- 県民が安心して食生活を送られるよう、食品の生産から消費に至る一貫した安全対策に取り組み、食品の安全性を確保します。

現 状 と 課 題

- ノロウイルスによる食中毒が依然として多く発生しており、食中毒の原因となる新たな微生物や寄生虫も確認されています。
- 食中毒の防止を図るためには、食品関係事業者の自主管理を促進し、消費者にも食品衛生に関する知識と理解を深めてもらう必要があります。
- 冷凍食品への農薬混入事件など、食の安全を脅かす様々な案件が発生しており、消費者の食の安全・安心確保に対する要望が高まっています。
- 平成27年の食品表示法施行により、これまでのJAS法、食品衛生法、健康増進法に分かれていた表示基準が、新しい表示基準として整理・統合されたことを活かし、啓発や指導の強化により、不適正食品の流通を防止する必要があります。
- 農産物直売施設における生鮮食品の適正表示等が徹底されておらず、出荷者に対して細やかな啓発を行う必要があります。

取 組 みの 方 向

- 講習会の開催、食品衛生推進員による助言指導、製造工程の危害分析など科学的根拠に基づく衛生指導により、食品関係事業者の自主管理を促進します。
- 消費者講習会等により食品衛生に関する情報提供を行い、衛生知識等の普及啓発を図ります。
- 食品表示窓口である保健所による一元的な相談対応、適正表示の啓発・相談、食品関係施設の許可・監視・指導と食品の検査を実施し、食品の不適正な取扱いや不適正食品の流通を防止します。
- 農林水産物のトレーサビリティ（流通経路情報把握）について普及啓発を進めるとともに、関係事業者への監視・指導を実施し、制度の適切な運用の確保を図ります。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
①食中毒年間発生件数	11件 (H26)		6件
②食品表示法に基づく年間指示公表件数	1件		0件

- ① 一般家庭や飲食店等における1年間の食中毒の発生件数です。全国の過去5年間の平均年間発生件数1,065件を基に、島根県の人口に応じて計算した件数を目標値として設定しました。
- ② 食品表示法に基づき、食品の不適正表示に対して行う指示・公表件数です。不適正食品の流通防止を図るため、啓発や指導により、違反をなくすことを目指します。

施策 Ⅱ－２－１	健康づくりの推進
-------------	----------

目 的

- 県民自らが健康づくりに取り組む環境の整備と適切なサービスの提供を進め、県民の生涯にわたる心身の健康の保持増進を図ることにより、健康長寿日本一を目指します。

現 状 と 課 題

- 幼児期からの食生活や生活習慣の乱れ、壮年期における運動不足や食の偏り、過労、ストレス等に伴って、「脳卒中」、「がん」、「糖尿病」等の生活習慣病が増加しています。
- 壮年期死亡や要介護状態の原因である生活習慣病を予防するため、壮年期の運動推進やたばこ対策、食育など、一人ひとりが実践する健康づくりを基本とし、それを後押しする環境づくりを進めていく必要があります。
- 健康実態では男女や圏域に格差があり、健康寿命をさらに延ばすためには格差の縮小が必要ですが、食生活をはじめとする生活背景の把握が不十分です。
- エイズ（AIDS）や結核、ウイルス性肝炎などの感染症の予防や、感染症患者が必要な治療を受けられるよう支援する必要があります。
- 自死者数は減少傾向にありますが、自殺死亡率は依然として全国平均より高い状況であり、今後、自死の背景・要因の検討を踏まえたより効果的な対策に関係機関・団体と連携して取り組む必要があります。

取 組 み の 方 向

- 「住民主体の地区ごとの健康づくり活動の促進」「生涯を通じた健康づくり」「疾病の早期発見、合併症予防・重症化予防」「多様な実施主体による連携のとれた取組み」を柱に、各関係機関・県民と一体となった県民運動「健康長寿しまね」を進めます。
- 生活習慣病の予防にあたっては、健康増進事業や医療保険者が行う特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上など、経営者・労働者団体や医療保険者等との連携により、島根県の実態を踏まえた取組みの方向性を明らかにし、特に働き盛り世代が取り組みやすい健康づくりを効果的に推進します。
- 健康実態の背景となる、食を含む生活習慣についての男女や圏域毎の実態を明確にし、効果的な取組みにつなげるシステム構築を検討します。
- 島根県の死亡原因の第一位であるがんの対策としては、早期発見、早期治療のための有効手段である検診受診者の増加に努めます。
- 子どもや壮年期の健康を支える「食育」については、民間団体と連携した体験型のイベントなどの普及啓発や、専門相談など身近な地域で気軽に利用できる拠点での相談の場づくり、食育推進のリーダーの育成や交流などを推進します。
- 感染症に対する正しい知識の普及を図り、感染者の早期発見と感染拡大の防止に努めます。
- 企業や医師会等の関係機関・団体と連携し、各種相談窓口の周知、いのちの電話のボランティア相談員の養成支援、ゲートキーパー（自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる人）の養成など、総合的な自死対策を推進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度	平成31年度
①平均寿命	男性 79.51 歳 女性 87.07 歳 (H25)	男性 79.95 歳 女性 87.18 歳
②75 歳未満がん年齢調整死亡率 (人口 10 万対)	男性 102.7 女性 58.3 (H25)	男性 92.1 女性 46.1
③脳卒中年齢調整死亡率 (人口 10 万対)	男性 42.6 女性 21.6 (H25)	男性 38.4 女性 21.1

- ① 国が公表する簡易生命表により算出。目標値は健康長寿しまね推進計画の考え方により、平成25年都道府県生命表で、男性は10位、女性は1位の都道府県の値とした。
- ② 国が公表する人口動態統計と推計人口により県速報値として算出。目標値は島根県がん対策推進計画の考え方により、期待できる減少率から割り出した数値。
- ③ 国が公表する人口動態統計と推計人口により県速報値として算出。目標値は健康長寿しまね推進計画の考え方により、期待できる減少率から割り出した数値。

施策 Ⅱ－２－２	地域福祉の推進
-------------	---------

目 的

- 福祉サービスの確保と質の向上を図るとともに、公的サービスとボランティアや地域の活動、地域住民の連携により、日常生活を支える地域福祉の仕組みづくりと住民が相互に支え合う社会の構築を目指します。

現 状 と 課 題

- 少子高齢化が進み、生活意識も多様化する中、住民同士のつながりが希薄になり、地域での相互扶助の機能が低下する傾向が見られます。
- すべての県民が住みなれた場所で、尊厳を持ちながら、安心して暮らしていくために、日常的な生活圏域で、必要な時に、必要なサービスや支援を受けながら生活していく仕組みを作っていく必要があります。
- 県民のニーズに対応した質の高い福祉サービスを確保することや、生活上の様々な相談に対応し、関係機関等との連携によって総合的な支援を行うことができる体制を整備していく必要があります。
- 地域福祉の担い手である県民一人ひとりが福祉に対する正しい理解と深い認識を持つことや、地域住民や自治会、NPO、ボランティアなどによる地域での支え合いの体制づくりも必要です。

取 組 み の 方 向

- 安心して暮らせる地域福祉の仕組みをつくるため、各市町村が定める「地域福祉計画」に基づく住民参加による総合的な地域福祉の実践を支援します。
- 福祉分野での職業紹介を行っている県福祉人材センターにおける求人・求職のあっせん・開拓など、福祉サービスを提供する基盤となる福祉人材の確保や育成、福祉サービスの利用に関する支援体制の整備、指導監査等を通じた社会福祉法人等の適正な運営の確保を図ります。
- 社会福祉法人が地域の福祉ニーズを踏まえ、他の事業主体では対応できない様々な公益的活動に積極的に取り組むことができるよう支援します。
- 研修の充実を通して、民生児童委員一人ひとりの活動のレベルアップを図るとともに、地域住民に最も身近な相談・支援者として関係機関と連携しながら課題解決に取り組めるよう民生児童委員協議会の組織的活動の一層の展開を図ります。
- 地域住民の福祉活動に対する理解の促進を図るため、生涯を通じた福祉教育を推進します。
- 福祉リーダーや福祉活動をコーディネートする人材の養成を行い、地域における支え合いや見守りの体制づくりを推進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
① 民生児童委員の年間訪問回数	300,000 件		
② 福祉人材センターの職業紹介により就職した福祉事業従事者数	270 人		330 人

- ① 民生児童委員が高齢者、障がい者、子どもに関すること等で見守り・声かけなどを目的に個人や世帯を訪問・連絡等した回数の合計です。ここ数年増加を見込み、目標値を設定しました。
- ② 県福祉人材センターに求人及び求職の申込みがあり、雇用関係成立のあっせんを行ったうち、社会福祉事業や介護保険事業、障がい福祉サービス事業、保育所など福祉分野の施設・事業所への就職に結びついた数です。毎年5%程度の増加を見込み、目標値を設定しました。

施策 Ⅱ－２－３	高齢者福祉の推進
-------------	----------

目 的

- 高齢者が生涯を通じて、住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって積極的に活動する仕組み・環境づくりを進めます。


現 状 と 課 題

- 人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、31.8%（平成 26 年度）と全国 3 位で、「高齢者単身世帯」「高齢者のみの世帯」が増加しています。
- 介護保険制度の定着とともに、介護保険の総費用は増大し、保険料の大幅な上昇が見込まれ、「制度の持続可能性」が課題となってきました。
- 75 歳以上の高齢者の増加が見込まれることから、今後、医療ニーズの高い要介護認定者や認知症高齢者のさらなる増加が予想されます。また、これに伴い介護人材の確保も必要となります。
- 高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが、切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みが求められています。
- 介護療養病床[※]については、平成 29 年度までに廃止することとされており、引き続き円滑な転換が求められています。
- 高齢者の社会参加を更に推進するため、今後も高齢者自身の意識改革や活動の場づくりなどを支援していく必要があります。
- 高齢者の生活の基盤となる住まいについて、安全で安心なものとなるよう取り組む必要があります。

取 組 みの 方 向

- 介護保険制度の安定した運営を進めるため、市町村に対して、適切な制度運営に向けた支援を行います。
- 高齢者が元気で安心して生活を送ることができる地域づくりを進めるため、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みを進めます。
- 医療・介護連携の推進や介護予防の強化、生活支援サービス提供体制の整備などに向けた市町村の取組みを支援します。
- 介護サービスの質の確保・向上を図るため、介護サービス事業者へ必要な指導や支援を行います。
- 福祉・介護人材に関わる関係団体等と連携し、介護人材の確保・定着に取り組みます。
- 認知症高齢者やその家族を支援するため、相談体制の充実や普及啓発を図るとともに、医療と介護の連携を強化し適正なサービスの提供に努めます。
- 療養病床の円滑な転換を進めるため、引き続き、相談支援に取り組みます。
- 地域活動を支える高齢者の育成を図るなど、高齢者が支える側に立って活動するよう意識改革を促し、元気な高齢者が社会参加活動の中で生きがいを醸成できるような環境づくりを図るとともに、高齢者が地域社会の担い手として活躍する「新たな共助の仕組みづくり」に努めます。
- 高齢者の住まいについて、バリアフリー化の推進や、高齢者向け賃貸住宅の供給の促進に取り組みます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度	
①介護を要しない高齢者の割合 (年間)	84.5%			85.0%
②認知症サポーター数	50,000人			70,000人

① 後期高齢者の増加により、介護を要する高齢者の増加が見込まれる中、介護を要しない高齢者の割合を維持することを目指します。

※介護を要しない高齢者とは、要介護1～5を除く高齢者

② 認知症高齢者やその家族を地域で見守るため、認知症サポーターを増やします。

H27・・・5万人 H28・・・5万5千人 H29・・・6万人 H30・・・6万5千人 H31・・・7万人

注) 療養病床とは、症状は安定しており、長期の療養が必要とされる患者のための、長期入院用ベッド。医療保険が適用される医療療養病床と、介護保険が適用される介護療養病床がある。

施策 Ⅱ－２－４	障がい者の自立支援
-------------	-----------

目 的

- 「ノーマライゼーション」^{注1)}の理念のもと、障がい者が住みたい地域で、障がいのない人と同じように、安心して、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会を実現します。


現 状 と 課 題

- 障がいを理由とする差別の解消を推進し、共に支え合い生活していく環境づくりに取り組んでいくことが求められています。
- 施設で就労の訓練を受けている障がい者の就職件数は徐々に増加しています。
- 今後も特別支援学校卒業生が増加すると見込まれるため、住まいの場や働く場を確保し、障がい者が地域において自立した社会生活を送ることができるよう、支援の充実を図る必要があります。
- 障がい者が自立した生活を営むため、関係機関の連携を進めるとともに、就労支援の充実や、施設で就労の訓練等を行う障がい者の工賃の向上が求められています。
- 障がい者の特性に応じた専門的な支援技術をもつ人材の確保・育成が必要です。

取 組 み の 方 向

- 障がいや障がい者への理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいのある人もない人も共に支え合う地域社会づくりを進めます。
- 福祉施設へ入所している障がい者が地域生活に移行できるよう、グループホームや日中活動系サービスを行う施設の整備を進めます。
- 障害者就業・生活支援センター等を中心に、福祉、労働、教育等の関係機関と企業の連携を強化し、障がい者の適性に応じた企業への就労を促進するとともに、施設で就労の訓練等を行う障がい者の工賃水準の向上を進めます。
- 入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めるため、ピアサポーター^{注2)}の活用による意識の醸成や、退院後生活環境相談員や地域援助事業者等の地域の関係機関が連携をして地域移行に向けた段階的な支援ができるよう、保健所を中心に関係機関とのネットワークを構築します。
- 身近な地域で、個々の障がい者の生活課題を踏まえた適切な支援が受けられるように、研修を通じて人材の確保、養成を進めます。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
①施設から地域生活への移行者数（累計）	58人		178人
②精神障がい者の入院後3か月経過時点の退院率	59.6%		64%
③精神障がい者の入院後1年経過時点の退院率	86.7%	91%	

① 施設に入所している障がい者のうち、自宅やグループホーム等で暮らし、日中は自立訓練や就労

訓練を行うようになった人数です。(平成 25 年度を起点とした累計人数)

- ② 新たに入院する精神障がい者の早期退院を促進する観点から、入院後 3 か月時点の退院率(ある月に入院した者のうち当該月を含む 3 月目の月末までに退院した者の割合)を向上させることを目標とします。
- ③ 精神障がい者の在院機関の長期化に伴い地域生活への移行が難しくなることから、入院後 1 年時点の退院率を向上させることを目標とします。

①から③いずれも現時点では第 4 期島根県障がい福祉計画の目標値を達成することを目指します。

注 1) 障がいのある人もない人も、共に社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって活動することが本来のあり方であるという考え方

注 2) ピアサポートとは、一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることをいう。

施策 Ⅱ－２－５	生活衛生の充実
-------------	---------

目 的

- 飲料水、医薬品等の安全性を確保するとともに、旅館業や理美容業などの生活衛生関係営業の衛生環境を確保するための監視・指導を強化し、県民の生活環境衛生を守ります。

現 状 と 課 題

- 病気の治療や健康維持に直結する医薬品等が適正に製造、販売されることが必要です。
- 医薬品の安全使用について啓発するほか、危険ドラッグをはじめとする違法薬物の危険性についても啓発する必要があります。
- 水道水質検査や水道施設の更新・改良、衛生管理の徹底などを通して安全な水道水を供給する必要があります。
- 公衆浴場、旅館等で全国的に発生しているレジオネラ症の発生を防止する必要があります。
- 理容、美容、クリーニング等生活衛生関係営業の衛生確保が必要です。
- 犬やねこの引取数や動物を原因とする環境侵害を減らすとともに、狂犬病の免疫率低下を防ぐことが必要です。

取 組 み の 方 向

- 医薬品等の製造業者、販売業者等を監視・指導し、医薬品の安全使用や違法薬物の危険性について啓発を実施します。
- 安全な水を供給し、県民の生命、健康を守るため、水道施設の計画的な更新や改良などの老朽化対策や水道事業の統合について市町村等の水道事業者に働きかけていきます。
- 公衆浴場、旅館等の事業者の自主管理を徹底し、レジオネラ症の発生を防止します。
- 生活衛生関係営業施設の監視・指導を行います。
- 動物愛護管理推進計画に基づき、犬やねこの引取数を減少させるなど動物愛護を推進するとともに、市町村と連携して狂犬病予防注射を徹底します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度	➡	平成31年度
①生活衛生に関する健康被害発生件数	0件		0件
②薬事に関する健康被害発生件数	0件		0件

- ① 水道、理美容・旅館・クリーニング・温泉等の生活衛生関係営業に関わる健康被害の発生をなくすことを目指します。
- ② 県内の施設に起因する医薬品等による健康被害をなくすことを目指します。

施策 Ⅱ－２－６	生活援護の確保
-------------	---------

目 的

- 経済的に困窮した人などが、自立し安定した生活を送れるよう、各種施策により支援します。また、戦没者や戦傷病者等への福祉の増進と中国帰国者等の自立を促進します。

現 状 と 課 題

- 平成20年秋のリーマンショック以降の厳しい雇用情勢の下、県内の生活保護世帯数は急激に増加しました。近年、伸び率は低下傾向にあるものの、依然、高止まりの状況にあります。
- 生活保護受給世帯のうち、働く意欲があり比較的就労につながりやすい受給世帯が増加しています。
- 平成27年度から始まった生活困窮者自立支援制度による生活保護に至る前の段階からの支援や、県民の生活を保障するセーフティネットとして、個々の世帯の状況に応じた生活保護等による支援などにより、世帯の自立と生活の安定が図られるよう引き続き支援していく必要があります。
- 戦没者の遺族と戦傷病者など旧軍人軍属等に対する福祉の増進や中国帰国者等の自立を促進していく必要があります。

取 組 み の 方 向

- 生活保護が必要な人に、必要な保護、適切な自立支援が実施されるとともに、生活保護の対象とならない場合であっても、他制度による支援等につなげていけるよう、相談・支援体制の充実を支援します。
- 住居・生活に困窮する離職者に対し、包括的かつ継続的な支援が行われ、就労による自立や早期の生活再建が図られるよう、県内の体制の充実を支援します。
- 低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等を対象とする生活福祉資金について、制度の一層の周知と相談機関等との連携による円滑な貸付を行います。
- 旧軍人軍属・戦傷病者及び戦没者とその遺族等並びに中国残留邦人・未帰還者等に対して、国家補償的観点から各種の援護施策等を実施します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度	平成31年度
就労により自立した生活保護世帯の数（年間）	125 世帯	125 世帯

- 生活保護を受給している働くことができる世帯のうち、就労収入の増加により自立した世帯の年度内における実数です。

施策 Ⅱ－3－1	医療機能の確保
-------------	---------

目 的

- 医療機関相互の機能分担と連携により、県民が必要かつ良質な医療を受けられるよう医療機能を確保します。

現 状 と 課 題

- 75歳以上の高齢者の増加に伴い医療費が増大していくことが見込まれ、持続可能な社会保障制度を確立することが求められるなか、平成26年に医療介護総合確保推進法が成立し、病床機能の分化と連携を促進し効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、在宅医療を推進し「地域包括ケアシステム」の構築を目指すこととなりました。
- それぞれの地域で安心して暮らしていくためには、プライマリ・ケア（身近にあって、何でも相談にのってくれる総合的な医療）を担う診療所機能、万一の場合に対応するため救急医療や災害医療、がん等の高度専門的な医療機能が確保され、必要なときに必要な医療が受けられる体制が必要です。
- 県西部地域や隠岐地域などでは、依然として医師が不足する中で今後とも医療提供体制の維持、確保に努めていく必要があります。
- 平成27年に医療保険制度改革法が成立し、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険については、財政基盤を強化することや平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となることが決定しました。
- がんは島根県の死亡原因の第一位で、総合的な対策が大変重要です。がん医療水準の向上のための対策を「島根県がん対策推進計画」に基づき一層充実強化していく必要があります。
- 医療現場に必要な血液製剤を安定的に供給するため、献血者を確保する必要があります。

取 組 み の 方 向

- 病床機能報告制度の活用や地域医療構想の策定を通じて、地域の実情に応じた医療提供体制の構築に向けて、関係者での議論を進めます。
- 医師を始めとする医療従事者の確保と並行して、限られた医療資源（人材、設備等）を効率的、効果的に活用できるよう、医療施設間の機能の分担・連携を強化し、適切な医療を提供できる体制を維持、確保します。
- 二次医療圏での医療機能確保を基本としつつ、専門性の高い医療等については、実情に応じて圏域の枠組みを越えた連携を図っていきます。また、特に救急医療や災害医療については、ドクターヘリの運航や医療情報ネットワーク「まめネット」の整備などにより、必要に応じ県境を越えた広域にわたる医療機関連携を支援します。
- 地域包括ケアシステム、特に在宅医療を促進し、医療・介護の総合的な確保に取り組みます。
- 平成30年度からの新たな国民健康保険制度の円滑な実施に向けて、市町村等の関係団体と連携して準備を進めます。
- がん診療連携拠点病院の機能強化を図るための支援、がんの専門的な診療を担う医療スタッフを育成するための支援、がん登録の推進など、がん医療水準の向上を図るほか、緩和ケアの推進、がん患者・家族を支える取組み等を総合的に推進します。

- マスコミ、県や市町村の広報を活用するほか、成人式等のイベントを利用して献血を呼びかけます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
①救急病院数	25 病院		25 病院
②訪問看護師数	283 人 (H26)		380 人
③がん診療連携拠点病院及び島根県がん診療連携推進病院数	6 病院		6 病院

- ① 救急医療を担当する病院数です。厳しい医療環境の中で、現在の救急病院数で確保されている救急医療体制を維持することを目指します。
- ② 在宅医療を行う際に居宅等に訪問する看護師の数です。在宅医療の普及のための訪問看護師の増を目指します。
- ③ 専門的ながん医療の提供やがん患者への相談支援等について拠点となる病院数です。現在の拠点病院及び推進病院数で確保されているがん診療体制を維持することを目指します。

施策 Ⅱ－3－2	県立病院における良質な医療提供
-------------	-----------------

目 的

- 県内全域を対象とする県の基幹的病院として実施すべき救急医療や高度・特殊・専門医療、地域医療支援機能等を充実して、県民に安全安心で良質な医療を提供します。

現 状 と 課 題

- 県内全域をエリアとする県立病院として、救急医療や高度・特殊医療を担い、急性期段階で短期集中医療を提供する「中央病院」と、精神医療を専門とする「こころの医療センター」を運営しています。
- 医療の高度化や医療ニーズが多様化する中、救急医療や高度・特殊・専門医療、児童思春期医療などの専門医療を適正に提供するために、医療従事者の確保や診療体制を充実していく必要があります。
- 医師・看護師不足が深刻化する中、県立病院として良質な医療の提供に必要な医師、看護師等の医療従事者の確保が大きな課題となっているほか、地域医療への支援並びに地域の医療機関との適切な役割分担による連携の強化が一層求められています。

取 組 み の 方 向

- 中央病院では、急性期病院としての機能特化を進め、救命救急機能の維持・充実、周産期・新生児医療の体制・機能の強化及びがん治療・緩和ケア機能の充実・強化等に取り組めます。
- こころの医療センターでは、児童思春期医療や早期退院支援の充実等による精神医療の充実に取り組めます。
- 関係機関と連携しながら医療機能の充実に必要な医療従事者の確保・育成に取り組めます。
- 地域医療への支援として、研修の充実や代診医の派遣要請に必要な対応が図れるよう取り組めます。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
① 平均在院日数（中央病院）（年間）	14.6日 (H26)		14.0日未満
② 退院率（3か月以内）（こころの医療センター）（年間）	72.7% (H26)	70%以上	

- ① 県立中央病院は、急性期病院としての役割を果たしており、引き続き必要かつ十分な医療を提供することで、平均在院日数（一般病棟）の現行水準維持を目指します。
- ② こころの医療センターは、精神専門の医療機関として患者さんに適切な医療を提供し、できるだけ早く地域社会へ復帰させることを目標としているため、3か月以内の退院を目指します。

※平成31年度の目標値は、島根県病院事業中期計画2015に掲げている平成30年度の目標数値を継続するものとして設定しました。

施策 Ⅱ－3－3	医療従事者の養成・確保
-------------	-------------

目 的

- 適切な医療を提供するためには、医師、看護職員をはじめとした医療従事者の確保が最も重要であり、優れた医療従事者の養成・確保に努めます。


現 状 と 課 題

- 医師については、離島や中山間地域において無医地区があるだけでなく、圏域の医療を支えている地域医療拠点病院などの中核的な病院においてさえ、医師不足が顕在化しています。特に、産科、外科、麻酔科などの専門診療科の医師不足が深刻となっており、地域の医療を継続的、安定的に確保することが困難となっています。
- 島根県の女性医師の割合は平成 24 年で 19% ですが、新たに医師となる人材のうち約 3 割が女性であるため、今後女性医師の割合が増加していくことが予想されています。そのため、職場内に保育所を設置するなど、看護職員も含め、女性の医療従事者が働きやすい環境を整備することが重要となっています。
- 看護職員については、県内養成機関の卒業者における県内就業率の上昇などにより職員数は増加しているものの、勤務環境改善に対応するための体制整備などにより、増加している職員数を上回る求人があり、その対策が重要となっています。

取 組 み の 方 向

- 医師については、無料職業紹介所（通称「赤ひげバンク」）を活用した「現役医師の確保」、奨学金制度などを中心とした「将来の医師の養成」、「地域で勤務する医師の支援」対策の三つの柱で取組みを行います。とりわけ、地域枠や奨学金を貸与した医師の県内定着、中山間地域などの医師不足地域での勤務が計画的に進められるよう、大学やしまね地域医療支援センターと連携し、これらの医師が県内に軸足を置きながら専門医等の資格が取得できるようキャリアアップを支援していきます。
- 女性医師の支援のため、島根大学内に設置した相談窓口「えんネット」を通じ、復職支援や就労環境改善の支援などの取組みを行います。
- 看護職員については、引き続き、県内高校生の県内養成機関への進学を促進するとともに、看護学生修学資金などにより県内就業を促進します。また、就業後の定着に向けて、職場環境の改善などにより離職防止を図るとともに、離職時における看護師等の県ナースセンターへの届出制度の活用や就業支援講習会の開催などにより再就業を支援します。さらに、県外へ向けても、これらの取組みを積極的に情報発信していきます。
- 医師をはじめとした医療従事者不足は全国的な課題であり、国に対して抜本的な対策を要望していきます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
①病院・公立診療所の医師の充足率	78.4% (H26)		80%
②しまね地域医療支援センターの登録者のうち県内で研修、勤務する医師数	105人 (H26)		175人
③病院の看護師の充足率	96.1% (H26)	97%	

- ① 県内の病院、公立診療所が必要とする医師数に対する現に勤務する医師の割合です。充足率を上げることを目指します。
- ② しまね地域医療支援センターでは、島根大学医学部地域枠入学者や県の奨学金貸与者など地域医療を志す医師に登録をしてもらい、島根大学や地域の医療機関、場合によっては県外の医療機関も含めてローテーションし、専門医等の資格取得ができるように支援を行います。このような支援により、登録した医師の中から、一人でも多くの医師が地域の医療機関で勤務してもらうようにしていきます。
- ③ 県内の病院が必要とする看護師数に対する現に勤務する看護師の割合です。充足率を上げることを目指します。

施策 Ⅱ－４－１	結婚支援の充実
-------------	---------

目 的

- 少子化が進む背景としては様々な要因がありますが、未婚・晩婚化が大きな要因となっており、結婚を望む男女の願いが叶うよう取り組み、成婚数の増加を目指します。

現 状 と 課 題

- 島根県においては、夫の平均初婚年齢が30歳を超え、妻も29歳となるなど、未婚・晩婚化が進んでいます。
- 島根県の実施したアンケートで「結婚するつもりはない」と回答したのは、わずか6.3%で、独身でいる理由としては「適当な相手と巡り合わない」との回答が53.5%と高くなっています。
- 若い世代の意識の変化や、地域とのつながり、親族間や職場でのつきあいの希薄化などの社会構造の変化により、出会いの場が減少していると考えられます。
- 地域において、結婚に関する関心を高め、後押しする機運を醸成していく必要があります。
- 行政やボランティア、企業などが連携し、多様な出会いの場の創出に繋がる取組みを促進する必要があります。

取 組 み の 方 向

- 結婚や家庭に対する若い世代の理解と関心を高めるための啓発を推進します。
- 結婚ボランティア「島根はっぴいこーでいねーたー（はぴこ）」の登録を拡大し、その活動支援を図りながら、「はぴこ」による出会いの促進を図ります。
- 「しまね縁結びサポートセンター」を設置し、広く結婚相談に対応するとともに、「はぴこ」の紹介、企業内や企業間の婚活の取組みの促進、定住と連携した県外への情報発信等を行います。
- 市町村が行う結婚支援事業を支援します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度	→	平成31年度
①しまね縁結びサポートセンターを通じた婚姻数	54件(H26)	→	150件
②結婚ボランティア「はぴこ」の登録者数	150人(H26)		300人

- ① 県のほか関係団体で平成27年に設置する「しまね縁結びサポートセンター」による成婚者数です。センターでは、「はぴこ」と連携してマッチングを進めていきますので、現在の「はぴこ」による成婚数の3倍程度の成婚を目指します。
- ② 結婚ボランティア「はぴこ」の登録者数です。様々な形で働きかけ、現在の2倍の登録者数を目指します。

施策 Ⅱ－４－２	妊娠・出産支援の充実
-------------	------------

目 的

- 全ての親と子が健やかに暮らせるよう、妊娠、出産期を通じた親と子の心と体の健康の保持増進を目指します。

現 状 と 課 題

- 妊娠・出産への支援は生まれてくる子どもの生涯を通じた健康の出発点であり、次の世代を健やかに育てるための大切な基盤です。家庭と地域が一体となって親と子の健康と安全の確保に取り組んでいく必要があります。
- 産後うつなど母親の心の健康支援も課題であり、妊娠期からの切れ目のない育児支援策の充実が必要です。
- 島根県の周産期死亡率や乳児死亡率及び幼児死亡率は減少傾向にあります。また、低出生体重児の出生割合も減少傾向にありますが、全国平均と比べると依然として高く、妊婦をとりまく環境づくりが重要です。
- 産科・小児科医師の減少及び地域偏在が解消されない状況において、安全・安心なお産ができる環境を維持する必要があります。
- 心身のアンバランスが発生しやすい思春期にある子どもたちへの思春期保健対策を進めていく必要があります。
- 晩婚化により不妊に悩む夫婦も増えており、子どもを産み育てたいと望む夫婦の希望を叶えるような支援が必要です。

取 組 み の 方 向

- 関係機関が連携して、妊娠期や産後早期から母親の心の健康支援や母乳育児の支援など安心して子育てができる環境づくりを進めます。
- 県内どこに住んでいても安全で安心なお産ができるよう周産期医療の効果的な機能分担とネットワークの充実及び医師と助産師の協働による助産師外来等の開設を進めます。
- 低出生体重児の要因とされている妊娠中の喫煙、偏った食生活、極端な体重増加制限などの改善や、心の健康、妊娠・出産に係るライフプラン設計に必要な知識の普及を目指し、思春期からの取組みを進めます。
- 不妊専門相談センターにおける不妊相談や、男性の不妊治療を促進するなど、不妊に悩む夫婦への支援を充実させます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度	➡	平成31年度
①低出生体重児の出生割合（年間）	9.7% (H25)		9.6%以下
②出生後4か月児の母乳育児の割合	64.5%		68.5%
③妊娠初期（妊娠11週以下）からの妊娠届出率	87.6% (H25)	91%	

- ① 低出生体重児とは出生体重が2,500g未満の出生児です。
厚生労働省の「健やか親子21（第2次）」の指標を参考に目標値を設定しました。
- ② 母乳育児は栄養面のみならず、母子の愛着形成等精神面にも良い影響を及ぼすことから、妊娠中からの啓発や出産直後の支援など関係者が連携して支援を充実します。
目標数値は過去5年間の伸び率を参考に設定しました。
- ③ 妊娠届出を早期にすることで、母子保健サービスの提供が妊娠早期から可能となり、安全・安心な妊娠・出産・子育てを支援することができます。
厚生労働省の「健やか親子21（第2次）」の参考指標を基に目標値を設定しました。

施策 Ⅱ－４－３	子育て支援の充実
-------------	----------

目 的

- 子育て支援サービスの充実や仕事と家庭の両立ができる環境の整備などを行い、子どもを安心して生み育てることができるようにします。

現 状 と 課 題

- 核家族化や地域の連帯感の希薄化が進む中で、子育ての負担感、不安感が増しており、子育てを地域全体で応援する環境づくりや子育て家庭への支援サービスの充実が必要です。
- 人格形成の基礎を担う幼児教育の重要性や子育て支援のニーズを踏まえ、保育所や幼稚園、認定こども園等における教育や保育の充実など、「質の向上」を図る必要があります。また、市部を中心に保育所待機児童が解消されない状況が続き、全県的に保育士の確保が難しい状況にあるため、「量の拡充」や人材確保等の充実も必要です。
- 地域で子育てを支えるために必要な病児保育や一時預かり、放課後児童クラブなどの充実を図る必要があります。
- 島根県では全国に比べて共働きの割合は高い一方、仕事と家庭の両立支援の取組みはまだ十分とは言えません。男女とも育児休業が取得しやすく、子育てに対応した柔軟な働き方ができるなど、仕事も家庭も大事にしながら働き続けることができる環境が求められています。
- 少子化、核家族化などにより家庭の子育て機能の低下が指摘される一方、子どもの生活環境も大きく変化しており、親の育児不安、児童虐待の増加、発達障がいなど特別な支援が必要な子どもの増加、遅寝・朝食欠食など生活習慣の乱れなどが問題となっています。

取 組 み の 方 向

- 子育てを社会全体で応援する地域づくりに向けた啓発を進め、子育て家庭が必要とする情報を発信するとともに、行政と、企業・NPO等の民間団体が連携して、子育て・子育てをみんなで支える地域づくりを進めます。
- 「子ども・子育て支援新制度」に基づき、幼児期の保育・教育環境の整備、地域全体での子育て支援の「量の拡充」や「質の向上」、人材確保の充実に向けた取組みを市町村と連携し推進します。
- 保育料の新たな軽減措置や、乳幼児等の医療費助成など、若い子育て世帯等の経済的な負担を軽減するための取組みを進めます。
- 待機児童の解消や放課後児童クラブの充実、病児保育等の地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた取組みを進めます。
- 子育て環境の整備等に向け、地域のニーズや実情に応じて市町村が行う少子化対策を支援します。
- 事業主に対する啓発や職場の意識改革を進めるとともに、従業員の子育て支援に取り組もうとする企業を支援し、男性の育児参画を推進するなど、働きながら安心して子育てができる職場環境づくりを進めます。
- 長期療養を必要とする子どもの在宅療養支援や発達障がい児の早期支援など特に支援の必要な子どもや家族への対応支援を充実します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度	➡	平成31年度
①こっころ協賛店舗数（累計）	2,354 店舗 (H26)		2,500 店舗
②こっころカンパニー認定企業数	256 社 (H26)		400 社
③保育所待機児童数（4月・10月）	4月 3人 10月 129人 (H26)	4月 0人 10月 0人	

- ① しまね子育て応援パスポート（こっころ）事業で、店頭でパスポートを提示するとサービス提供を行う、こっころ協賛店の登録数です。パスポートを取得する子育て世帯を地域みんなで支える気運を高めるため、市町村・商工会等とも連携し、登録店舗数が増えることを目指します。
- ② しまね子育て応援企業認定制度（こっころカンパニー）の認定企業数です。労働局・市町村・商工会等とも連携して、入札加点のメリットのある建設業以外の業種の企業にも積極的に働きかけ、認定企業 250 社以上の認定を目指します。
- ③ 保育所の待機児童数です。年度途中の入所希望に対応するための取組みを強化し、年間を通しての待機児童の解消を目指します。

施策 Ⅱ－４－４	子育て福祉の充実
-------------	----------

目 的

- 虐待を受けているなど保護等が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、子どもたちの権利を守り、社会への自立に向けた支援を進めるとともに、ひとり親家庭の生活・経済面での自立支援を進めます。

現 状 と 課 題

- 県内の児童虐待の相談件数は、年度毎の変動はあるものの300件前後で推移し、児童虐待防止法が施行になった平成12年当時と比べると倍増し高止まりの状態にあることから、児童虐待の早期発見・早期対応の充実を図る必要があります。
- 里親への委託や児童福祉施設へ入所する子どもの中には、被虐待児や発達障がい児など手厚い支援を要する子どもが増加しています。より家庭的な環境の中での養育や専門的ケア、家庭復帰や自立に向けたきめ細かな支援の充実が必要となっています。
- 島根県の離婚件数は、近年増加傾向が続き、母子世帯、父子世帯とも増加傾向にあります。ひとり親家庭の収入は低く、生活は大変厳しい状況にあるといえます。
- ひとり親家庭に対しては、国や市町村と連携して自立を支援していく必要があります。

取 組 み の 方 向

- 児童虐待など複雑・困難なケースに適切に対応できるよう、児童相談所の専門的機能の充実・強化を図るとともに、身近な相談窓口となる市町村の相談支援機能が充実するよう支援します。また、関係機関相互の連携を強化します。
- 社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設の小規模化や里親委託などを推進します。
- ひとり親家庭に対しては、子育てと生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援や母子・父子相談等のサービスを一体的に提供できるよう市町村に対し働きかけるとともに、関係者、関係機関との連携強化を図り、個々のニーズに応じた自立を支援します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度	➡	平成31年度
①里親登録数（累計）	86 世帯		127 世帯
②就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合（年間）	76.1% (H26)		80.0%

- ① 里親登録をしている世帯数です。社会的養護に必要な児童を可能な限り家庭的な環境で養育するため、里親登録数の拡大を目指します。
- ② 県、市町村の就業支援制度を利用して、相談から就職に結びついたひとり親世帯の割合です。現状以上を目指します。

施策 Ⅱ－5－1	道路網の整備と維持管理
-------------	-------------

目 的

- 効率的・計画的に道路の整備や維持管理を行い、県民が通勤、通学、買い物、医療、福祉等の日常生活や産業活動を円滑に行えるようにします。

現 状 と 課 題

- 県内の国・県道の2車線改良率は、全国76%に対し67%に止まっています。人々の日常の行動圏域が拡大する中、通勤、通学、買い物、医療、福祉などの日常的な活動を支える道路や緊急車両が迅速に往来できる道路、災害時に住民が安全に避難できる道路の整備を着実に進める必要があります。
- 特に地震災害時において、避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連絡する道路、広域市町村圏中心都市へ連絡する道路については、重点的、計画的に整備を進める必要があります。
- 現在、県が管理する国道、県道の総延長は約3,070 kmあり、橋梁をはじめとする道路施設は交通荷重の増大や経年劣化により老朽化が進行しています。今後も安全に利用し続けるためには、計画的に適正な管理をすることが必要です。

取 組 み の 方 向

- 県内各地とインターチェンジや広域市町村圏中心都市を連絡するなど、県内の道路網の骨格となる幹線道路について、重点的に整備します。
- 幹線道路につながる生活に密着した県道については、優先整備区間を設定し、道路の利用状況等に応じて1.5車線的改良を導入するなど、創意工夫とコスト縮減を図りながら効率的に整備します。
- 島根県地域づくり調整会議等を活用して、国県道、市町村道、農林道、漁港臨港道路等の計画、事業実施及び利用に関する緊密な連携を図り、計画的、効率的、かつ総合的な道路網の整備を進めます。
- 都市の骨格道路、まちづくりと連携した道路の整備を優先し、効率的、効果的な事業展開を図ります。
- 老朽化の進む道路施設については最適な対策を選択することにより、長寿命化と総コストの縮減を図ります。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度	平成31年度
① 幹線道路の改良率	84%	88%
② 生活関連道路(優先整備区間)のみなし改良率	71%	75%
③ (維持管理の指標を検討中)		

- ① 県内の道路網の骨格となる幹線道路(一般国道全てと県道の約1/3で構成)の延長に占める改良済み(車道幅員5.5m以上)延長の割合です。平成31年度末までに完成予定の区間を考慮し目

標値を設定しました。

- ② 幹線道路を除く県道（生活関連道路）のうち、一定規模（概ね 50 戸程度）以上の集落から幹線道路や市町村中心部を連絡する区間など優先的に整備を行う「優先整備区間」（県道の約 1/3 で構成）の延長に占めるみなし改良済み（車道幅員 5.5 ㍍以上のほか、1.5 車線の改良済み区間及び農道等による代替区間を含む）延長の割合です。平成 31 年度末までに完成予定の区間を考慮し目標値を設定しました。

施策 Ⅱ－5－2	地域生活交通の確保
-------------	-----------

目 的

- 通学、通院、買い物等の日常生活を支える地域生活交通を確保します。

現 状 と 課 題

- 人口減少、自家用車の普及などによる公共交通機関の利用者の減少により、地域によっては、民間事業者による採算ベースの下では輸送サービスの提供が困難になってきています。
- 公共交通の採算性を確保することが容易でない地域においても、交通に関わる関係者が協力し、地域の実情に応じて、様々な交通手段を組み合わせながら、日常生活を支える地域生活交通を確保する必要があります。
- 隠岐諸島については、本土との旅客及び貨物輸送の円滑化、就航率の向上に加え、大規模災害時に避難・救助活動、物資輸送の拠点としての役割を果たすことができるよう、港湾施設の整備が求められています。また、隠岐航路における利用者へのサービス向上、本土の鉄道等の運賃と比べて割高な航路運賃の低廉化が求められています。

取 組 み の 方 向

- 地域の実情に応じて、市町村や地域住民が最適な交通手段の組み合わせを選択し、交通ネットワークの再構築を図ることができるよう、県の支援制度を見直しするなど、地域生活交通の確保に向けた取組みを進めます。
- 一畑電車の沿線2市と連携して、一畑電車の安全性確保のための設備投資への支援やサービス向上対策を進めます。
- 離島航路の維持や利便性向上を図るため、船舶の運航等に対する支援を行うとともに、運航事業者による積極的なサービス向上の取組みを促進します。
- 離島住民や観光客の移動・物流コストの引き下げに不可欠な離島航路の運賃低廉化が実現するよう、国に対して強く要望していきます。
- 離島航路に必要な港湾について、岸壁や旅客施設、物揚場等の整備を行います。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度	平成31年度
①交通弱者の移動手段の確保に向けた実践活動を開始する公民館エリア数（累計）	—	70 エリア
②一畑電車の年間利用者数	140 万人	140 万人
③隠岐航路の年間利用者数	43 万人 (H26)	45 万人
④離島航路の岸壁整備率	98% (H26)	100%

- ① 県内公民館エリア 227 地区のうち、約 1/3 において取り組むことを目指して、目標値を設定しま

した。

- ② 平成27年度利用者数は見込み数です。現状の利用者数を維持することを目指して、目標値を設定しました。
- ③ 隠岐観光客の増加を見込んで目標値を設定しました。
- ④ 整備中の離島航路寄港地（七類港・西郷港・別府港・来居港）の計画延長に対する実施済み延長の割合です。今後の整備見通しを基に目標値を設定しました。

施策 Ⅱ－５－３	地域情報化の推進
-------------	----------

目 的

- 県内ほぼ全域において整った超高速インターネット環境等の利活用を進めることによって、県民生活や産業活動における利便性の向上や、過疎化・高齢化が進んだ地域の医療、福祉、買い物等日常生活を支える機能の維持・確保を図ります。

現 状 と 課 題

- 光ファイバ等による超高速通信環境は、県内の 98.6%の世帯をカバーし、全国と比較しても、遜色ないレベルまで整備が進んできました。
- 一方、インターネット利用率は、75.6%（全国平均 82.8%）、超高速通信サービスの利用率は 41.9%（全国平均 51.2%）で、いずれも全国平均を下回っており、情報通信基盤の整備の進捗状況に比べて、利活用の向上への取組みが遅れている状況です。
- 携帯電話の世帯カバー率は 99.8%に達しており、これを活用したサービスの提供も期待されています。

取 組 みの 方 向

- 医療分野においては、医療情報ネットワーク（まめネット）の活用により、医療機関相互や医療と介護の連携体制の充実・促進を図ります。
- 福祉・生活分野においては、テレビ電話等を用いた高齢者の見守りや買い物支援に関する取組みを進めます。
- 行政分野においては、情報セキュリティを確保し、各種申請や届出、施設予約等の行政手続の電子化を推進します。また、携帯電話やスマートフォン、ツイッター等ソーシャルメディアの利用、オープンデータの公開等、行政情報の電子的提供の拡大を図ります。
- 教育分野においては、ICT機器を活用した授業等による情報活用能力の育成を進めます。
- 産業分野においては、特に中小企業に対するICTの利活用に関するコンサルタント機能の充実を図ります。
- 公民館等の住民に身近な場所で、県民のICT利活用能力の向上を図るほか、持続可能な学習環境の整備を進めます。
- 県民がICTを安全に利活用できるよう、学校教育や地域において情報セキュリティや情報モラルに関する教育や学習を推進します。
- 市町村や携帯電話事業者と連携して、携帯電話が繋がらない地域の解消を図ります。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成 27 年度	→	平成 31 年度
インターネット利用率（個人）	75.6% (H26)	→	83.0%

- 総務省の通信利用動向調査の調査対象者のうち、パソコン、携帯電話、スマートフォンでインターネットを利用した個人の占める割合です。平成 26 年度調査の全国平均値並に利用が増加することを旨して、目標値を設定しました。

施策 Ⅱ－5－4	農山漁村の多面的機能の維持・発揮
-------------	------------------

目 的

- 農林水産物の生産の場であるとともに、地域住民の生活の場でもある農山漁村において、農林水産業や地域活動等を推進することで、国土の保全、水源かん養、豊かな自然環境や美しい景観の保全、文化の伝承など、多面的機能の維持・発揮を進めます。

現 状 と 課 題

- 農山漁村では、過疎化・高齢化の進行により、担い手不足が深刻化し、特に中山間地域においては、生産活動の維持が困難になるところが増えています。
- 個々の集落では、農林水産業・農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動等を維持することが難しくなっています。
- 地域の営農や地域活動の基本となる、集落営農や漁業者の組織化や法人化、広域的な連携を進め、農山漁村の多面的機能の維持・発揮を図る必要があります。
- 野生鳥獣による農作物被害が多発しており、生産者の営農意欲が低下し、耕作放棄地が増加するなど、地域生活の維持に影響を及ぼしています。

取 組 み の 方 向

- 担い手不足が深刻化する条件不利地域での営農や、水路・農道の管理など農業・農山村の有する多面的機能を維持・発揮させる活動を継続・拡大していくため、日本型直接支払制度等により、集落・地域の主体的な取組みを推進します。
- 漁業・漁村が担ってきた国境監視・海難救助、藻場等の保全、漁村文化の継承といった多面的機能の発揮に資する地域の主体的取組みを推進します。
- 地域の話し合いにより、集落営農の組織化・法人化を進め、近隣の他地域から担い手のいない集落へ出かけて営農を支援する「サポート経営体」を育成します。
- 地域資源や人材を活かし、小規模でも多様な事業展開で仕事創出と収益を確保できる、集落営農法人による「小さな起業」を推進します。
- 単独法人では難しい地域貢献活動などの取組みについては、集落営農法人等の組織間連携を支援します。
- 農林作物被害の低減、農山村地域の維持を図るため、鳥獣を引き寄せない環境づくりや被害防止施設の整備など、地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度	平成31年度
①多面的機能支払取組面積	21,706ha (H26)	23,800ha
②中山間地域等直接支払い制度協定面積	13,300ha (H26)	13,300ha
③集落営農法人数	200 組織	286 組織

④地域ぐるみの鳥獣対策取組 数（累計）	28箇所		40箇所
------------------------	------	--	------

- ① 農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、地域共同で水路や農道等を維持管理する取組活動の拡大を目指します。
- ② 農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結する面積を目標値に設定しました。それにしたがって農業生産活動等が行われます。
- ③ 県内の中山間地域においては、小規模であっても法人化により様々な事業を展開し、人づくり・仕事づくりに取り組む集落営農法人を育成します。
- ④ 鳥獣を引き寄せない環境づくりや被害防止施設の整備など、被害対策に取り組む地域・集落・生産組織等を育成します。

施策 Ⅱ－５－５	居住環境づくり
-------------	---------

目 的

- 適切な土地利用や計画的な市街地の整備を行うとともに、下水道等の污水处理施設や良質な住宅、農山村の生活環境など居住環境を整備し、県民が快適な生活を送れるようにします。

現 状 と 課 題

- 中心市街地の空洞化や人口減少等に対応するため、コンパクトな都市構造に移行していくことが求められています。
- 公園は、緑豊かな環境として、県民の健康増進や憩いの場、交流の場を提供していますが、今後も安全で快適な利用を確保するため、施設の長寿命化対策やバリアフリー化が必要となっています。
- 污水处理施設の整備は、快適な居住環境に不可欠ですが、本県の平成 26 年度末の污水处理人口普及率は 77%と全国の 90%と比べ差があり、県内でも東部地区に比べ、西部地区、隠岐地区で遅れています。
- 今後多くの既存污水处理施設で老朽化が進むことから、適切な水質を確保するために長寿命化対策が必要です。
- 低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等に対する賃貸住宅の供給を促進する必要があります。
- 老朽化した県営住宅は、居住面積が狭く、設備の利便性も劣っており、特に高齢者にとって住みにくい住宅であることから、建て替えにより安心して生活できるようにすることが必要です。
- 安全で安心な飲用水を安定的に供給するために、既存施設の耐震化や改修が必要です。
- 農山村では、都市部に比べ道路や下水道、防火施設などの生活環境の整備が遅れており、これらを着実に推進する必要があります。

取 組 み の 方 向

- コンパクトな都市構造に移行するため、土地利用規制の適切な運用や誘導を図るとともに、市町村の取組みを支援し、暮らしやすいまちづくりを促進します。
- 公園施設の長寿命化対策と、これに併せたバリアフリー化を進めます。
- 公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水等の污水处理施設整備を市町村と連携しながら計画的、効率的に進めます。
- 污水处理施設からの放流水質の確保のため、既存污水处理施設の長寿命化対策を進めます。
- 公的賃貸住宅等の供給を通して、住宅セーフティネットの構築に取り組みます。
- 老朽化した県営住宅の建て替えを進めます。
- 安全、安心な水道水を安定して供給するため、既存施設の耐震化や改修を進めます。
- 農山村の生活環境の向上を図り、安全で住みよい農山村づくりを進めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度	平成31年度
①汚水処理人口普及率（全県）	77% (H26)	81%
東部地区	91% (H26)	94%
西部地区	45% (H26)	50%
隠岐地区	68% (H26)	78%
②老朽化した県営住宅の建て替え戸数（4年間の累計）	144戸 (H23～26)	160戸
③都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の見直し	3区域	19区域

- ① 汚水処理施設による処理区域内人口の合計値が総人口に占める割合です。目標値は平成30年までの計画を定めた「島根県生活排水処理ビジョン（第4次構想）」の目標普及率「概ね8割」から設定しました。
- ② 老朽化した県営住宅の建て替え戸数です。近年の建て替え戸数は、年間概ね30戸から40戸であることから、年間40戸の建て替え戸数を目標値に設定しました。
- ③ 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針は、県内の19都市計画区域ごとに策定していますが、最終策定時から長期間経過している16区域について、近年の社会情勢等を反映し必要な見直しを行うこととして目標値を設定しました。

施策 Ⅱ－5－6	地域運営の仕組みづくり
-------------	-------------

目 的

- 中山間地域に今後も安心して住み続けることができるよう、生活を支える地域運営の仕組みづくり（小さな拠点づくり）を住民主体の取組みとして進めます。

現 状 と 課 題

- 県内の中山間地域では、若年層を中心とした人口の流出、高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や、買い物など日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難となる集落が増えています。
- こうしたことから、地域運営の基本単位については、個々の集落を超えて、より広域的な取組みの中で、中山間地域の生活を支える仕組みを作り上げることが求められるようになり、公民館エリアを基本単位とする取組みを推進しています。
- 公民館エリアを人口規模別にみると、2,000人程度の人口がある場合、医療なども含めて日常生活に必要な機能・サービスは概ね維持されています。
- それより小さな人口規模の場合、中長期的には生活機能の集約化が必要になる可能性が高く、市町村が地域住民に中長期的な課題を示した上で、住民主体の議論の中で、生活を支える地域運営の仕組みを検討していく必要があります。

取 組 みの 方 向

- 買い物、金融、医療、介護など、日常生活に必要な機能・サービスを集約化等によって維持・強化するとともに、併せて交通弱者の移動手段を確保する交通対策により、中山間地域における「小さな拠点づくり」（地域運営の仕組みづくり）を進めます。
- 都市住民との交流産業やコミュニティビジネスの支援など、中山間地域の豊かな自然や地域資源などの強みを活かした産業振興を図ります。
- 地域づくりを担う人材の発掘・育成に向け、世代交代や若い人の参画を積極的に促していくとともに、UIターン者や地域おこし協力隊など外部からの人材確保を進めます。
- 「小さな拠点づくり」の企画立案から実施に至るまでのそれぞれの段階に応じて、公民館エリアを基本とする住民主体の取組みを進めます。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度	➡	平成31年度
「小さな拠点づくり」を進めている公民館エリア数（累計）	52 エリア (H26)		150 エリア

- 住民主体の議論を通じて地域運営の仕組みづくりに取り組む公民館エリア数です。中山間地域では227の公民館エリアがあり、そのうち2/3程度の150エリアにおいて取組みが進められることを目指し目標値を設定しました。

Ⅲ 心豊かなしまね

施策 Ⅲ－１－１	学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実
-------------	-----------------------

目 的

- 基本的な生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもに成長するよう、学校・家庭・地域が連携協力し、一体となった取組みを進めます。

現 状 と 課 題

- 地域を担う人材を育成していくため、子どもの頃から地元ふるさとへの愛着を高めしていく必要があります。
- 学校は、学校へ期待される事柄や業務量の増加により子どもや親と丹念に向き合う十分な時間ができにくい状況です。
- 家庭においては、少子化、核家族化、価値観の多様化、ライフスタイルの変化などから、生活習慣の乱れや規範意識の未熟さが指摘されるなど、教育力の低下が懸念されています。
- 地域は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の中で地域の子どもの育む力を有していましたが、今やその力が低下しつつあります。
- 離島・中山間地域では、高校と町村が連携して高校の魅力化・活性化に取り組んでおり、県外からの入学者が着実に増加しています。
- 学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚しながら連携・協力関係を再構築し、社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

取 組 み の 方 向

- 就学前の子どもから高校生、大人までを対象に、自然、歴史、文化、伝統行事、産業など地域の「ひと・もの・こと」から学ぶ「ふるさと教育」を推進します。
- 地域の大人たちの力を結集して、学校教育を支援する取組みを公民館活動と連携しながら推進します。
- 放課後や休日の子どもの居場所づくりを推進し、地域の大人が子どもの教育に積極的に関わる気運を高めるとともに家庭と地域との接点づくりを進めます。
- 離島・中山間地域における高校と町村が連携して実施する高校の魅力化・活性化の取組みを支援し、高校を核として地域の活性化を図ります。
- 社会総がかりで教育力を充実するため、公民館活動に光をあてながら、地域課題の解決に向けて住民自ら主体的に学習や実践活動に取り組む「地域力」の醸成を進めます。
- 学校と家庭、地域との連携を密にしながら、「早寝・早起き・朝ごはん」の推進等により、「バランスのとれた食事」「適度な運動」「十分な睡眠」など望ましい生活習慣が身につくよう取り組めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
①ふるさと教育を 35 時間以上実施している小中学校の割合 (年間)	100% (H26)		100%
②朝食を毎日とる児童の割合 (年間)	小学生 96.7%		小学生 100%

- ① 地域と連携した取組状況を示す指標です。地域の大人たちが学校教育を支援する取組みである「ふるさと教育」が、県内全ての公立小中学校において年間 35 時間以上実施されることを目指します。
- ② 家庭と連携した取組状況を示す指標です。全ての子どもが、まず「朝食を毎日とる」ことで、健康的な生活リズムの確立を目指します。

施策 Ⅲ－1－2	発達段階に応じた教育の振興
-------------	---------------

目 的

- 幼保小中高が連携を図りながら、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進することにより、児童生徒が、心身の健康と学力を身につけ、社会に能動的に関わる態度や貢献する心を持つよう育みます。

現 状 と 課 題

- 学力の育成を図るため、全国学力・学習状況調査からみられる課題や改善方策を学校全体で共有し、組織的に授業改善につなげる必要があります。
- 子どもの規範意識や善悪を判断する力、忍耐力や生命を大切にできる心、社会性や他人を思いやる心などが十分に育まれていないと懸念されています。
- 子どもたちの感性を磨き、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けさせるため、就学前から読書習慣の定着を図る必要があります。
- 生活の利便性の向上や外遊び・スポーツの機会の減少などから、子どもたちの体力・運動能力には低下傾向が見られます。
- 就職・進学を機に県外流出が進むため、高校生に対し、県内定着につながる取組みを促進することが必要となっています。
- 小中学校において、不登校を理由に30日以上欠席した児童生徒の割合は、全国的にも高い状況にあり、安心して過ごせる居場所づくりやスクールカウンセラーなどを活用した教育相談体制の充実を一層進めていく必要があります。
- 特別支援教育の対象となる児童生徒数の増加、特に知的障がい及び自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加が続いており、全ての学校等において、発達障がいを含めた障がいの多様化への対応、教育環境の整備、必要な支援の在り方及び校内支援体制の整備等への対応が継続した課題となっています。
- 良好な教育環境を提供していくためには、老朽化した施設の改修や耐震化に加え、情報化やバリアフリー化等に対応した施設整備を進めていく必要があります。

取 組 みの 方 向

- 市町村教育委員会と協同で、「授業の質の向上」、「家庭学習の充実」、「学校マネジメントの強化」の3つの柱をもとに、学力の育成に努めます。
- 子どもたちの感性や人間性を育むため、県内のすべての小中学校で、学校図書館を有効に活用した読書活動や、挨拶、コミュニケーション力、思いやりの心などの「しまねのふるまい」推進の視点を取り入れた多様な体験活動を通して、「心の教育」を推進します。
- 学校司書配置の促進により、「人のいる学校図書館」の環境を整えるとともに、未就学児から絵本の読み聞かせや親子読書などに取り組むことで、読書習慣の定着を進めます。
- 体育授業において達成感や充実感を味わえるような教材の研究・指導方法の工夫、運動部活動の活性化、体力向上プログラムの実践など学校教育全体を通じた体力づくりを推進し、体力・運動能力の向上に努めます。
- 子どもたちの発達段階に応じて、職業、勤労に関する意識や県内産業、企業への理解を高めます。特に高等学校においては、県内就職の一層の促進や将来の県内定着を視野に入れ、専門高校では県内企業が求める知識や技術の習得を、普通高校では地域

課題や県内企業に対する理解促進を進めるなど、地域を支える人材の育成に努めます。

- 子ども一人ひとりの心身の状況を把握し、きめ細かな対応が可能となるよう、指導体制や相談体制の充実に努めるとともに、子どもの居場所づくりを進めます。
- 障がいのある子どもの自立や社会参加に向けて、特別支援学校と小・中・高等学校等との連携強化を図りながら、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、きめ細かな教育を行うとともに教職員のさらなる専門性の向上を図ります。
- 老朽化した県立学校の校舎等の改修や一定規模の吊り天井、照明などの耐震化、情報化やバリアフリー化等に対応した施設整備を進めていきます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度	平成31年度
①小学校6年生で算数の勉強は好きだとする児童の割合	57.7%	70.0%
②平日に家や図書館で30分以上読書をする児童生徒の割合	小学生(6年生) 34.1% 中学生(3年生) 31.2%	小学生(6年生) 45% 中学生(3年生) 35%
③子どもの体力値	95.5	97.5
④不登校児童生徒の割合(年間)	1.32%	1.21%

- ① 確かな学力を身につけるためには、教科を好きになることが重要です。島根県学力調査における「小学校6年生で算数の勉強は好きだとする児童の割合」を指標としました。
- ② 読書は、直接体験できない自然や崇高なものにふれることができ、豊かな心や感性を育みます。「平日に家や図書館で30分以上読書をする児童生徒の割合」を指標としました。子どもたちが読書を楽しみ、読書の習慣を身につけることを目指します。
- ③ 子どもの体力の向上を目指します。本県における体力値のピークであった昭和61年度の中学2年生と現在の中学2年生を比較した値(昭和61年度を100として比較)です。ここ数年間の傾向を考慮し、4年間で2ポイントの向上を目指します。
- ④ 不登校児童生徒の減少を目指します。児童生徒一人ひとりに対して心身の状況を把握し、きめ細かな対応ができているかをみる指標として選びました。不登校児童数は平成18年度をピークに減少傾向にはありますが、依然、全国と比較してその割合は高い状況であるため、全国水準(小・中学校の不登校児童生徒の割合:1.21%)まで減少させることを目指します。

施策 Ⅲ－１－３	青少年の健全な育成の推進
-------------	--------------

目 的

- 青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長するよう、学校・家庭・地域・関係団体と連携して環境整備を進めます。

現 状 と 課 題

- インターネットなど様々なメディアからの有害情報の氾濫や深夜営業店の増加など、青少年を取り巻く環境の変化は、新たな犯罪被害や問題行動に結びつくなど、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼしています。
- 非行少年数は減少傾向にあるものの、万引きや自転車盗などの初発型非行が大半を占めるとともに刑法犯少年の再非行率が高い割合で推移しているなど憂慮すべき状況にあります。
- 学校・家庭・地域・関係団体と連携して、青少年の規範意識や社会性を高めるための地域活動や環境整備を進めていく必要があります。
- 様々な問題を抱える家庭や不登校・ひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻化しており、関係機関・団体が一体となった相談・支援が求められています。

取 組 み の 方 向

- 青少年にとって好ましくない営業形態や有害情報等の氾濫を防止するための規制、模範となるべき地域社会の大人自身の意識改革など、関係機関・団体、企業、学校、家庭、地域住民等と連携して、青少年が健全に成長できる環境づくりを進めます。
- 地域ぐるみで青少年健全育成に取り組んでいく社会的な機運をさらに醸成していくため、普及啓発活動の充実と、活動の推進組織の運営強化を図ります。
- 関係機関や団体等と連携して、様々な問題を抱える家庭や社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する相談や自立支援を行います。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度	➡	平成31年度
①「しまニッコ！（スマイル声かけ）運動」推進者登録数	（精査中）		45,000人
②刑法犯少年の再非行率（暦年）	33.2% （H26）		26.5%

- ① 青少年育成島根県民会議などが提唱する笑顔であいさつ・声かけする県民運動について、推進者の登録数の増加を目指します。
- ② 青少年の再非行率の減少を目指します。過去10年間の島根県内における再非行率の最小値（26.5%）を目標値としました。

施策 Ⅲ－1－4	高等教育の充実
-------------	---------

目 的

- 自主的・自律的な運営による魅力ある学校づくりを進めながら、地域社会に貢献する優れた人材を育成するよう、地域に密着した研究活動や教育活動の充実を図ります。

現 状 と 課 題

- 県立大学は平成19年度から公立大学法人島根県立大学が運営しています。島根県が平成25年度から平成30年度の中期目標として示した、「高い知性と豊かな人間性を育み社会に役立つ人材を輩出する大学」、「地域に根ざし、地域に貢献する大学」、「北東アジアをはじめとする国際的な研究教育を推進する大学」を目指して大学運営に取り組んでいます。
- 大学、高等専門学校は、県内で高等教育を受ける機会を提供し、優れた人材を輩出するとともに、公開講座の開催や民間との共同研究などを通じて学術研究の成果を広く県民に還元しており、より一層、連携を強めていく必要があります。
- 少子化の中、県内、県外から多くの若者を惹きつける魅力のある大学づくりや、学生の卒業後の定着を図る取組みが求められています。
- 自主的・自律的な運営による地域に密着した教育・研究活動が行われ、県民にとっても魅力的な知の拠点であるよう期待されています。

取 組 み の 方 向

- 県立大学の運営が円滑に行われ、島根県が示す中期目標に掲げる目指すべき大学づくりへの必要な支援を行います。
- また、県立大学が行う地域をフィールドとした幅広い研究活動の充実に向けた取組み、地域が必要としている人材育成の取組みに対し、必要な支援を行います。
- 県立大学短期大学部を四年制化するとともに、短期大学の一部を存置することにより、県内進学先としての選択肢を広げます。
- 県内大学や高等専門学校とは、医療、教育、産業など様々な分野で連携を進めてきていますが、地域の特色ある財産、資源を最大限活用した産業の振興・雇用の創出に向け、行政機関、教育・研究機関、企業等との連携をより一層進めていきます。
- 卒業生の県内定着に向け、学生の県内企業へのインターンシップ参加への取組強化など、県内企業等との連携を一層推進します。
- 県立大学では、県民に開かれた大学として地域に貢献するため、公開講座の開催に努めます。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度	→	平成31年度
① 県立大学・短期大学部の一般入試の志願倍率	県立大学 人文・社会系（浜田）： 8.12倍（8位／33校…24%） 薬・看護系（出雲）： 9.31倍（3位／45校…7%） 短期大学部（松江）： 2.98倍（11位／16校…69%）	→	県立大学 人文・社会系 公立大上位15%以内 薬・看護系 公立大上位10%以内 短期大学部 公立短大上位50%以内

②県内高等教育機関卒業生の県内就職率	35.1% (H26)		45.1%
③県内高等教育機関から県内企業へのインターンシップ参加者数	343人 (H26)		473人
④県立大学・短期大学部の公開講座年間受講者数	5,556人 (H26)		6,000人以上

- ① 少子化の中、魅力ある大学づくりが行われていることをみる1つの指標として選びました。
- ② 地方創生の取組みの中で、学生の卒業後の県内定着の取組みが行われていることをみる指標として選びました。
- ③ 学生の卒業後の県内定着の取組みとして、県内企業等との連携が進められていることをみる指標として選びました。
- ④ 県民に開かれた大学として地域に貢献していることをみる指標として選びました。

施策 Ⅲ－２－１	生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進
-------------	--------------------

目 的

- 県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組むとともに、その学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会を目指します。
- 多くの県民が、地域課題の解決に向けた様々な社会貢献活動に、積極的に参加しやすい環境づくりを目指します。

現 状 と 課 題

- 県民の潜在的な学習ニーズに対応した情報提供や相談を行い、地域での学習やその成果を社会生活や地域課題の解決につなげる社会教育の充実が求められています。
- 図書館では、新たな役割として、県民や地域の課題解決を支援することが求められており、レファレンス（資料・情報の相談、調査、提供）をはじめとするサービスの充実が必要です。
- ボランティア活動に参加している県民の割合は、全国的に高い水準にあります。（社会生活基本調査〔平成 23 年・総務省〕全国第 2 位・34.8%）
- 地域の課題に自発的に取り組む自治活動団体や、多様な公共サービスの担い手としての NPO 法人・ボランティア団体等の活動は、県民が生き生きと心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に大きな役割を果たすものと期待されています。
- 県内の NPO 法人数は、新規設立法人数の減少と解散法人数の増加に伴い、平成 26 年度以降、約 270 で推移しています

取 組 み の 方 向

- 県民が、興味・関心に基づき学んだり、地域活動に主体的に参画できるように、社会教育実践者の養成や公民館等職員の育成を図りながら、社会教育施設における学習支援機能を充実していきます。
- 県民や地域の課題解決を支援するため、図書館のレファレンス機能の強化や情報発信、職員のレベルアップなどを図りながら、図書館サービスを充実していきます。
- 地域に根ざした自治活動（自治会、地区社会福祉協議会、体育協会、自主防犯防災組織など）を振興するとともに、その拠点となる公民館等の機能強化を支援します。
- NPO やボランティアに関する情報の収集・提供の一層の充実や、しまね社会貢献基金制度を活用した寄附の促進、先駆的な団体の顕彰などにより、社会貢献活動への県民参加を促進します。
- NPO やボランティアの組織を支え、活動が継続的、円滑に実施できるよう、組織・人材育成を目的とした研修等のマネジメント支援や、NPO 相互の連携・ネットワーク形成、資金調達支援などを通じて、団体の自立した活動を推進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度	➡	平成31年度
①社会教育関係者の年間養成・育成（延べ研修参加者）人数	2,176 人 (H26)		2,300 人
②NPO 法人の認証数	276 法人		288 法人
③ボランティア活動に参加している人の割合	26% (H26)		30%

- ① 社会教育研修センター（東部・西部）が実施する社会教育にかかわる人材養成研修に参加する社会教育関係者の延べ人数です。研修内容の充実を図り、研修参加者の増を目指します。
- ② 社会貢献活動の担い手の増加をみる指標です。最近の新規認証と解散件数の動向を踏まえ、年間平均3法人の増加を目指します。
- ③ 「県政世論調査」において「ボランティア活動に参加している」と回答した人の割合です。第2次実施計画の実績を踏まえ、30%の達成を目指します。

施策 Ⅲ－２－２	スポーツの振興
-------------	---------

目 的

- 県民一人ひとりの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて多様なスポーツ活動が実践できる環境づくりを目指します。
- 国際大会や国民体育大会などの全国大会において、優秀な成績を収められる選手の育成を目指します。

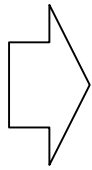
現 状 と 課 題

- 健康で心豊かに暮らしていくため、それぞれの体力や年齢、目的等ライフスタイルに応じたスポーツ活動に対する関心が高くなっています。
- 県民の約 30%が1年間全く運動やスポーツを行っていない状況にあることから、今後、県民誰もがスポーツ・レクリエーション活動に参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- 国際大会・全国大会等での本県選手の活躍や本県出身者のスポーツ界での活躍は、県民に明るい話題を提供し、夢や感動を与えています。
- 本県選手の競技力を向上させ、国民体育大会をはじめとする全国規模での大会やスポーツ界で活躍する選手が増えることが期待されています。
- ジュニア層を中心に、国民体育大会や全国大会での入賞者数を増やすために、選手の身体づくりやメンタルトレーニングなど、専門家によるサポートが必要となっています。

取 組 み の 方 向

- 多くの県民がスポーツ活動を実践できるよう、「しまね広域スポーツセンター」を中心として、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ情報の提供などに努めます。
- 障がいのある方も含め、広く県民にスポーツ・レクリエーション活動を体験する場や交流する機会の提供に努めます。
- 国民体育大会等の全国大会で優秀な成績を収める選手を育成するため、学校体育団体や競技団体が実施する強化練習会や指導者研修会などを支援します。
- 競技人口のすそ野を広げ、競技の普及や人材の育成を図るとともに、各競技団体が地域と一体となった取組みを推進します。
- ジュニア層を中心とした選手の育成強化と運動部活動の活性化により競技力の向上に努めるとともに、優秀な指導者の確保を図ります。
- スポーツトレーナーやスポーツ栄養士等の専門家による競技者への身体面・栄養面など多面的なサポートを進めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
①スポーツに取り組んでいる人の割合	35.1% (H26)		40%
②国民体育大会年間入賞種目数	26 種目		28 種目
③全国中学校体育大会・全国高等学校総合体育大会等の年間入賞種目数	52 種目		56 種目

- ① 「県政世論調査」において「運動やスポーツに取り組んでいる」と回答した人の割合です。ここ数年 35%程度で推移していることを考慮して目標値を設定しました。
- ② 国民体育大会で本県選手が入賞した種目数です。過去5年間の最高値（26 種目）から、さらに2種目増加することを目指します。
- ③ 全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校選抜大会、国民体育大会（少年の部）による入賞種目数です。過去5年間の最高値（54 種目）から、さらに2種目増加することを目指します。

施策 Ⅲ－２－３	文化芸術の振興
-------------	---------

目 的

- 広く県民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境づくりを目指します。


現 状 と 課 題

- 文化芸術は、人々に感動や喜び、安らぎをもたらすとともに、創造力や表現力、豊かな感性を養うものであり、県民一人ひとりが日常の暮らしの中でゆとりや潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものです。
- 平成 23 年 11 月に「島根県文化芸術振興条例」を制定しました。県民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を進めるためには、鑑賞、参加、創造する機会の確保や担い手の育成に努め、文化芸術活動の裾野の拡大を図ることが重要です。
- 県立美術館、芸術文化センター、県民会館などの文化施設には、美術、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能など、多様な文化芸術に触れる機会の提供をはじめ、教育・普及活動や文化芸術団体の育成・支援などが求められています。
- 県民文化祭や文化芸術団体の活動などを通して、毎年多くの県民が、文学、美術、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能など、様々な文化芸術活動に取り組んでいます。
- 平成 24 年度からは県民文化祭の一環として、県内の文化芸術団体が小・中・高等学校を訪問し、実技指導、合同公演を行うなど、児童、生徒が文化芸術に触れる機会の拡大、担い手の育成に取り組んでいます。

取 組 み の 方 向

- 県民文化祭の開催や「しまね文化ファン」の活用などにより、文化芸術活動の裾野の拡大、県民の自主的かつ創造的な文化芸術活動の支援に取り組めます。
- 県立美術館、芸術文化センター、県民会館などの文化施設を活用して、多様な文化芸術の鑑賞・発表機会の充実に取り組めます。
- 地域や文化芸術団体等と連携して、文化芸術活動を担う人材の育成や個性あふれる地域文化の創造に取り組めます。
- 学校・地域・文化芸術団体等と連携して、多様な文化芸術に触れる機会の確保や文化活動の活性化などを通じて、青少年の文化活動の推進に取り組めます。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成 27 年度		平成 31 年度
県民文化祭の年間参加者数	50,000 人		50,000 人

- 県民の自主的な文化活動の発表の場である「県民文化祭」の参加者数（出演者・スタッフ・来場者）です。第 2 次実施計画の実績を踏まえ、年間 50,000 人の維持を目指します。
「県民文化祭」は、舞台芸術公演や総合美術展、文芸作品公募など、県内の文化芸術団体や市町村の文化協会が 1 年を通じて県内各地で展開する文化芸術の祭典です。

施策 Ⅲ－３－１	人権施策の推進
-------------	---------

目 的

- 県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、差別や偏見のない住みよい社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

- 人権尊重の意識や理解は、これまでの人権教育や人権啓発を通して高まってきました。しかし、同和問題をはじめ、様々な人権問題において依然として差別意識は根深く存在しており、人権を侵害する行為があとを絶たない状況にあります。
- いじめの問題、特別な支援を必要とする子どもや、家庭の経済状況の困難さから就学援助を必要とする子どもの対応など、子どもたちが安心して学校生活を送るための取組みが求められています。
- インターネットを悪用した人権侵害など社会情勢の変化に伴う新たな問題も生じています。
- 家庭・地域・企業その他一般社会における啓発指導者養成などが十分でなく、人権教育や人権啓発がなかなか進まない状況にあります。
- 基本的な人権意識の向上を促すため、人権教育や人権啓発を一層充実させる必要があります。

取 組 みの 方 向

- 女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、ハンセン病問題等の重要な人権問題の解決に向けて、引き続き人権教育や人権啓発などに取り組みます。
- インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題に適切に対応できるように人権教育や人権啓発などを充実します。
- 教職員の人権感覚を高め、一人一人の人権が大切にされる教育現場を充実するために、「進路保障」を柱とした人権教育を推進していきます。
- 各地域における啓発指導者の養成や民間での自主的な啓発活動の支援を行い、隣保館や公民館などを活用しながら家庭・地域・企業その他一般社会における人権教育や人権啓発の取組みを進めます。
- 市町村をはじめ関係機関、団体、企業等と連携して人権施策を積極的に推進し、一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指します。
- 人権意識の向上を促すために、啓発イベントや研修に参加・体験型プログラムを導入するなど、気づきや学びを促す内容の充実に取り組み、若年層をはじめとする参加者を増やす取組みを進めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度	⇒	平成31年度
① 「人権啓発フェスティバル」・「人権・同和問題を考える県民のつどい」の参加者のうち、人権課題への関心や意識を高める上で役立ったと思う人の割合	97%		97%
② 人権啓発推進センターの年間利用者数	4,500人 (H26)		4,700人

- ① 「人権啓発フェスティバル」・「人権・同和問題を考える県民のつどい」の参加者のアンケートにおいて、「役立った」と回答した人の割合で、現状維持を目標にします。
- ② 人権教育・啓発を推進するため、人権啓発推進センターの利用者数について、過去の実績と施設の容量から年間50人程度の増加を目指します。

施策 Ⅲ－3－2	男女共同参画の推進
-------------	-----------

目 的

- 男女共同参画に関する正しい理解を定着させ、男女があらゆる分野で活躍できる環境を整備することにより、県民一人ひとりが、性別に関わりなく個性と能力を發揮でき、共に支えあう地域社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

- 男女共同参画を推進するため、様々な取組みを進めてきた結果、男女共同参画に対する理解は少しずつ浸透してきましたが、固定的な性別役割分担意識がなくなったわけではなく、男女共同参画社会の実現には至ってはいません。
- 平成 28 年 3 月には「第 3 次島根県男女共同参画計画」を策定し、今後 5 年間における、本県の男女共同参画推進のための施策の方向性を決めました。
- 男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりの理解をさらに深めていくことが不可欠であり、地域の実情にあった啓発活動、男性や若者に向けた理解促進などを図っていく必要があります。
- また、政策・方針決定過程への男女の参画の推進や、家庭、職場、地域など、社会のあらゆる場面において男女がともに参画できる環境づくりに取り組むことが求められています。
- 平成 27 年 8 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性がそれぞれの希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組んでいくことが求められています。島根県においても、女性の有業率が高く、結婚や子育て期を迎えても就労継続を希望する女性が多い一方で、働き続けにくいと感じる人が多く、管理職に占める女性の割合も低いなど、女性が活躍できる職場環境の整備に取り組む必要があります。
- 県の女性相談窓口での相談状況は、近年延べ 4,000 件前後で推移し、DV（配偶者等からの暴力）を主訴とする相談は 500 件を超える高い割合を占めており、DV 被害者からの相談や一時保護などに適切に対応する必要があります。

取 組 み の 方 向

- 県民一人ひとりの男女共同参画に対する理解をさらに深めるため、県民、企業・団体、市町村と連携・協力しながら、継続した広報・啓発事業を行います。
- 行政、企業等における政策・方針決定過程への男女の参画を推進するため、県の審議会等への女性の参画の促進や、企業等への働きかけを行います。
- 職場で女性が十分に能力を發揮できるよう、女性リーダーの育成や働きやすい職場環境の整備などに取り組む企業等への支援を行います。
- 地域の担い手となる女性人材の育成に努めるとともに、魅力ある地域づくりや次代を担うひとづくりなどに取り組む女性への支援を行います。
- DV の発生を未然に防止するため、県民が DV に対する正しい理解と認識を深めていけるよう啓発活動に取り組みます。
- 県や市町村における相談体制の強化を図るとともに、法律、医療、福祉、民間支援団体等の関係機関との連携により DV 被害者の自立に向けての支援を行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度	➡	平成31年度
① 固定的性別役割分担意識にと らわれない人の割合	73.4% (H26)		80.0%
② しまね女性ファンドを活用し た新規の活動件数	125件 (H22～26)		140件 (H27～31)

- ① 「県政世論調査」において、「男は外で働き、女は家庭を守るという考え方に同感しない」「どちらかといえば同感しない」と回答した人の割合です。
- ② 公益信託しまね女性ファンドによる、島根県の女性を中心とするグループが自主的・主体的に企画実施する事業への事業費助成に係る採択件数のうち、新規の活動に係る件数です。

施策 Ⅲ－３－３	国際化と多文化共生の推進
-------------	--------------

目 的

- 国籍などの異なる人々が互いの文化や価値観の違いを理解しあい、共に地域社会の一員として安心して暮らすことのできる、多文化が共生する地域づくりを目指します。
- 国際社会での相互理解を深め、国際的な感覚を養い、コミュニケーション能力を高めるなど、国際社会の中で活動できる人材の育成を目指します。


現 状 と 課 題

- 県内に住む外国人は、平成 26 年 12 月末現在で 59 カ国、約 5,700 人となっており、県人口の約 0.8%を占めています。
- 国際的な相互依存関係が深まる中、多様な文化や価値観を互いに認め合う多文化共生に対する理解と実践が求められています。
- 日本人と異なる文化を持つ外国人住民が、地域住民と共に暮らしていくためには、住民一人ひとりが、言語や文化、生活習慣、価値観など、相互理解を深めていくことが必要となっています。
- 日系ブラジル人など永住を希望する在住外国人は今後も増加する見込みであることから、外国人を一時的な滞在者としてではなく、地域における生活者としてとらえ、教育や福祉など外国人住民の生活全般にかかる支援や災害時の配慮が求められています。
- 県内企業においても輸出入の拡大や海外企業との連携が深まりつつあるなど、様々な分野で国際社会の中で活躍できる人材が求められています。
- 近年のグローバル化の進展に伴い、本県のもつ技術・ノウハウや人材を通して、国際社会の発展に貢献することが求められています。

取 組 み の 方 向

- 外国人住民に対して、生活に必要な情報の提供や、外国人住民と地域住民との相互理解の増進を図るとともに、子どもへの支援など在住外国人の生活支援や災害時における支援を行い多文化が共生する地域づくりを進めます。
- 多文化共生社会の実現のために、地域において多文化に関する意識啓発活動を行うとともに、幅広い分野における地域活動の中心となるボランティアを育成します。
- 県内教育機関等と連携して海外の青年との交流事業等を実施することにより、島根の将来を担う若者の国際感覚を養い、ネットワークの形成を行い、世界に対する理解と親善を深める人材をより多く育成します。
- 北東アジア地域等の自治体からの技術者の受け入れや技術習得等の支援により、当該国・地域の発展に協力・貢献します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
国際交流ボランティア登録者数	(精査中)		

- しまね国際センターに国際交流・協力ボランティアとして登録している人数です。過去数年の実績から、ボランティア数を維持した上で、年間5人程度の増加を目指します。

施策 Ⅲ－４－１	多様な自然の保全
-------------	----------

目 的

- 県民が将来にわたって豊かな自然の恵みを楽しむことができるよう、生物多様性が確保された多様な自然の保全に取り組みます。

現 状 と 課 題

- 県内に生息生育する野生動植物の中には、開発行為や里地里山の荒廃による生息生育環境の悪化、人為的に持ち込まれた外来種などの影響により、絶滅の危機に瀕しているものもあります。
- 森林の荒廃は、大雨等による自然災害発生の危険性を高めるとともに、下流の河川、湖沼等の水質汚濁につながるものが危惧されています。
- 森林、河川、湖沼、海域などの自然環境の保全、回復に努めることが必要です。
- 多くの水鳥が飛来し、しじみなどの水産資源の宝庫である宍道湖・中海は、ラムサール条約湿地登録から 10 年を経て、「賢明な利用」をキーワードとした自然との共生に向けた取組みが広がりつつあります。
- 県民共有の財産である優れた自然環境を維持・保全していくために、県民や事業者、NPO 等の団体、行政が一体となった取組みを広げていくことが必要となっています。

取 組 み の 方 向

- 野生動植物の生息生育情報の収集を行い、絶滅のおそれのある野生動植物については、島根県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき県民や事業者、NPO 等の団体、行政が協働して、具体的な保護対策に取り組みます。
- 自然環境保全への普及啓発、県民との協働の推進、自然公園や自然環境保全地域などの適正管理により、優れた自然環境の保全に努めます。
- 宍道湖・中海について、湖岸の一斉清掃や他のラムサール条約湿地との交流などを行い、県民や関係機関等と連携して「賢明な利用」の推進に取り組みます。
- 「水と緑の森づくり税」の活用などにより、県民や事業者、NPO 等の団体、行政が一体となった、緑豊かな森の再生、水質浄化機能の維持等の取組みを推進します。
- 水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収など、森林が有する多面的機能への理解を深めるため、企業や県民等との協働を促進します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成 27 年度		平成 31 年度
①自然保護ボランティア登録者数	322 人		365 人
②県民協働の森づくり活動年間参加者数	60,000 人		62,400 人

- ① 「自然保護指導員」、「希少野生動植物保護巡視員及び巡視従事者」、「自然解説員」及び「自然保護レンジャー」の登録者数を新たな成果指標として設定します。今後 4 年間で約 10%の増加を目指します。

- ② 県民参加の森づくり活動として、ボランティアで森林整備・保全・管理・資源活用・森林環境教育活動を行った人数です。年間 600 人の参加者数の増加を目指します。

施策 Ⅲ－４－２	自然とのふれあいの推進
-------------	-------------

目 的

- 自然公園・森林公園や自然学習施設を自然の観察や環境学習の場として活用し、県民の身近な自然とのふれあいを推進します。

現 状 と 課 題

- 人は、自然から水、空気、食べ物のほか、心の安らぎや生きる力を得たり、多様な生き物が共に生きることの大切さを学んだり、様々な恵みを楽しんでいます。
- 登山やハイキング、自然体験や自然保護ボランティアなど、自然とのふれあいのニーズは高まりつつあります。
- 世界ジオパークのユネスコ正式事業化を受け、隠岐ユネスコ世界ジオパークの認知度向上の取組みを推進し、隠岐地域の魅力づくりに向けた一層の活用を図り、平成29年度の再認定に向けた取組みを推進していくことが必要です。
- これまでに整備された自然公園や森林公園、三瓶自然館や宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設は、自然とのふれあいや生き物との接し方を体験したり持続可能な利用について学ぶことのできる自然学習の場として魅力的な施設となるよう工夫し、積極的に活用することが求められています。
- 河川や海岸が有している変化に富んだ地形は多様な生き物の生息・生育・繁殖を支えています。公共事業においてはこれらの自然環境の保全回復や、人々に親しまれる水辺空間の創出が求められています。

取 組 みの 方 向

- 自然公園、自然環境保全地域、中国自然歩道等は、市町村や地域の管理団体と協力しながら適正に維持管理を行い、自然観察会や環境学習、エコツアーなどの場として積極的に活用していきます。
- 隠岐地域の魅力づくりに向けた隠岐ユネスコ世界ジオパークの一層の活用を図り、地元町村や関係団体と連携を図りながら、その価値をわかりやすく県内外に情報発信し、平成29年度の再認定に向けて更なる活用を進めます。
- 世界ジオパークの認知度向上を図るため、世界ジオパークを有する国内自治体等と連携し、取組みを推進します。
- 三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設は、生き物とのふれあい、自然や環境について学ぶための拠点施設として、新たな調査研究成果を踏まえた展示内容など魅力向上に努め、積極的に活用していきます。
- 河川や海岸などの公共工事の実施にあたっては、野生生物の生息生育環境の保全回復やふれあいの場づくりに配慮します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度	➡	平成31年度
①自然公園等の年間利用者数	978 万人 (H26)		978 万人
②自然学習施設の年間入場者数	621 千人 (H26)		621 千人

- ① 国立・国定公園、県立自然公園及び中国自然歩道の利用者数です。観光統計結果等を基に公園又は歩道ごとに算出します。現状維持を目指します。
- ② 三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館の3施設の年間入場者数です。現状維持を目指します。

施策 Ⅲ－４－３	景観の保全と創造
-------------	----------

目 的

- 自然景観や田園景観、都市景観など地域の優れた景観を守り育て、魅力ある景観づくりを推進し、もって県民に誇りと愛着のもてる県土の実現に資することを目指します。

現 状 と 課 題

- 地域風土に根ざした景観は、そこに住む人のみならず、訪れる人たちにとってもかけがえのない財産や資源であり、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれます。
- 美しい街並みづくり、築地松景観の保全、自然環境や歴史を活かした景観保全、環境美化活動など様々な景観づくりの活動が、住民団体やNPO、企業等により進められています。
- 地域の特徴を活かした個性的でよりきめ細やかな景観の形成を推進するためには、市町村が主体となり活動することが好ましく、既に一部の市町ではその取組みが始まっています。
- 今後、より多くの市町村が主体的に取り組むことが求められています。
- 県土全体の景観づくりについては、市町村間の広域的な調整や連携が必要です。
- 景観づくりの意識が比較的低い若い世代に対する普及啓発も必要です。
- 魅力ある景観づくりにより、観光客誘致などの波及効果につながる取組みが求められます。

取 組 み の 方 向

- 築地松景観や石州赤瓦の家並みなど地域の優れた景観の保全、住民団体やNPO、企業等による様々な景観づくりの活動を支援するとともに、景観を損なう行為に対する指導や助言などを行います。
- 市町村に対しては、良好な景観形成のための計画づくりの支援や景観行政団体への移行を促します。
- 複数の市町村にまたがる広域的な取組みを支援します。
- 景観づくりの目的と効果をわかりやすい方法でPRします。
- 県内の景観づくりの取組みを県外にも発信するとともに、観光施策との連携を図ります。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
①景観計画策定市町村数(累計)	7市町村		11市町村
②景観重点地区数(累計)	33地区		41地区

- ① 景観行政団体のうち市町村の景観計画策定について、年間1市町村程度の増加を目指します。
- ② 景観行政団体のうち市町村が、景観計画の中で景観形成上特に重要な地区として定める「景観重点地区」の増加を目指します。

- ※景観行政団体とは、景観法に基づいて良好な景観形成のための施策を実施していく自治体です。
- ※景観計画とは、景観行政団体が景観に関するまちづくりを進める上で基本となる計画です。

施策 Ⅲ－４－４	文化財の保存・継承と活用
-------------	--------------

目 的

- 県民が、全国に誇る島根固有の歴史・文化に理解を深め、次の世代へ保存・継承するとともに、魅力ある地域づくりのために、積極的な活用を目指します。

現 状 と 課 題

- 島根には、荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡の青銅器群、全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」、出雲大社、松江城など全国に誇りうる歴史・文化が豊富に継承され、国宝7件をはじめ583件の国指定・県指定の文化財が存在します。
- 県内外の方々に島根の歴史・文化に対してさらに関心をもってもらうために、調査研究を計画的に進め、その成果を広く情報発信を行っていく必要があります。
- 石見銀山遺跡について調査研究をさらに進め、その価値を広く情報発信していく必要があります。
- 県民の歴史・文化への理解を深め、郷土への誇りと愛着を醸成していく必要があります。
- 重要文化財である建造物の老朽化、火災や盗難による滅失、生活環境の変化や過疎化の進展などによる民俗芸能の衰退など、歴史・文化を継承していく上での課題が多くあります。

取 組 み の 方 向

- 島根の歴史・文化の調査研究を計画的に進め、その成果を古代出雲歴史博物館の展示に活用していくとともに、古代歴史文化にゆかりの深い県と連携した共同研究、シンポジウムの開催、「古代歴史文化賞」の実施など県内外へ積極的に情報発信を行います。
- 石見銀山遺跡については、調査研究を進め、その価値の解明を図りながら、その成果を活かしたシンポジウムの開催など広く情報発信を行います。
- 古代出雲歴史博物館など様々な施設を活用し、小中学生をはじめ県民の歴史・文化や文化財に対する理解を深める事業を行います。
- 様々な文化財が良好な状態で次世代に継承されるよう、修理、継承活動などに助成を行います。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成27年度	➡	平成31年度
島根の歴史・文化が豊かで、文化財の保存・継承と活用がされていると思う人の割合	65.3% (H26)		

- 「県政世論調査」において「文化財が保存・継承・活用されていると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合です。島根の歴史文化を県内外に積極的に発信する「島根の歴史文化活用推進事業」の実施などにより、平成31年度に68%を上回るよう取り組みます。

施策 Ⅲ－４－５	環境保全の推進
-------------	---------

目 的

- 県民、事業者、NPO等の団体、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策に取り組むとともに、環境への負荷の少ない社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

- 大気・水環境は、おおむね良好な状態を保っていますが、大気中の光化学オキシダント濃度が季節的に高濃度になる現象が見られたり、都市部の河川などで水質環境基準を満たしていないところもあります。
- 島根県では、2020年の温室効果ガスの排出量を1990年に比べ23%削減することを目標としていますが、2012年時点では16.9%増加している状況です。
- 日常生活や事業活動において、身近な環境の保全に取り組むとともに、省エネルギーの推進、再生可能エネルギー導入などによる温室効果ガス排出抑制に取り組むことが求められています。
- 事業所や家庭等からの廃棄物の排出量は、近年、おおむね横ばいで推移しており、循環型社会を実現するには、引き続き、廃棄物の発生抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正処理を進めることが必要です。
- 自然循環機能の維持保全を図るため、環境にやさしい農林水産業を推進する必要があります。

取 組 み の 方 向

- 大気環境や公共用水域の水質の定期的な監視等を行うとともに、より迅速な情報の提供に努めます。
- 島根県地球温暖化対策協議会のもとに、県民、事業者、行政が連携し各分野で対策を進め、より多くの県民、事業者が具体的な温室効果ガス削減の行動に移れるよう取り組みます。
- 環境への負荷の少ない循環型社会を実現するため、県民、事業者、NPO等の団体、行政のそれぞれが適切に役割を担い、廃棄物等の3R（発生抑制、再使用、再生利用）及び適正処理の取り組みを進めます。
- 資源の循環利用や減農薬・減化学肥料の取組みに合わせ、地球温暖化防止や生物多様性保全に向け、より環境保全効果の高い農林水産業の取組みを推進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度	平成31年度
①県内総生産（100万円）あたりの年間エネルギー使用量	21.34 GJ (H24)	20.27 GJ
②公共用水域における BOD (COD) 環境基準達成率	82.4% (H26)	85%
③産業廃棄物の再生利用率	56% (H25)	57%
④学校における3R・適正処理学習支援事業実施校数	12 (H27)	50
⑤エコファーマー認定数（累計）	2,136人 (H26)	2,563人

- ① 温室効果ガスの9割以上は、県民や事業者がエネルギーを使用することにより排出されます。エネルギー使用量は経済動向の影響を受けるため、削減の取組成果をあらわすものとして、「県内総生産あたりの使用量」で設定しました。現状から約5%の削減を目指します。
 成果指標＝県内エネルギー使用量（GJギガジュール）÷県内総生産（百万円）
 ※1J（ジュール）≒0.24cal（カロリー）
 1GJ（ギガジュール）＝10⁹J（ジュール）
- ② 公共用水域における BOD(COD)に係る環境基準達成率は、環境基準が達成されている水域数の割合です。34水域中28水域が達成されており、今後さらに1水域の達成を目指します。
 ※BOD (COD)：生物化学的酸素要求量。好気性細菌が、水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標の1つ。化学的酸素要求量（COD）が海域や湖沼で用いられるのに対し、BODは河川の汚濁指標として用いられます。
- ③ 県の取組みと直接関係する県内の事業所から排出される産業廃棄物の再生利用率です。「第3期しまね循環型社会推進計画」の目標値です。
- ④ 学校における3R・適正処理学習支援事業を初めて実施した中学校、高等学校、特別支援学校の数です。
- ⑤ エコファーマーとは、堆肥等による土づくりと減農薬・減化学肥料を一体的に行なう知事の認定を受けた農業者です。現状から約2割の増加を目指します。

施策 Ⅲ－４－６	再生可能エネルギーの利活用の推進
-------------	------------------

目 的

- 県民、事業者、NPO 等の団体、行政は、再生可能エネルギーに対する関心を深め、連携・協働して、その導入促進と利活用に取り組みます。

現 状 と 課 題

- 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故をはじめとして、エネルギーを巡る国内外の情勢が大きく変化中、国では平成 26 年 4 月にエネルギー基本計画の改定が行われました。また、2030 年度におけるエネルギーミックス（電源構成）や温室効果ガス削減目標が決定されました。これらの中で、再生可能エネルギーは、温室効果ガスの排出もなく、安定供給にも寄与する国産のエネルギー源であり、その特性を踏まえ、国民負担の抑制を図りながら、最大限の導入拡大を図ることとされています。
- 県では、平成 27 年 2 月に「島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例」を制定し、また、国の政策も踏まえながら、同年 9 月に「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」を策定しました。
- 再生可能エネルギーの導入にあたっては、基本計画に沿って、地域資源を有効に活用し、地域の仕事や活力を生み出しながら地域活性化の好循環につなげるなど、地域振興、産業振興や安全な暮らしに資するような取組みを進める必要があります。
- また、固定価格買取制度や電力の小売全面自由化など、今後の国の政策やエネルギー情勢にも留意しながら進める必要があります。

取 組 む の 方 向

- 県民、事業者、NPO 等に対し、太陽光発電、バイオマス利用等の再生可能エネルギーについての情報提供や相談に応じます。
- 再生可能エネルギーの導入促進と利活用の促進に向けて、導入経費の助成、調査・研究や行政による率先的な導入に取り組みます。
- 子どもたちをはじめ多くの県民の再生可能エネルギーに対する理解を深めます。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成 27 年度	→	平成 31 年度
県内電力消費量に占める再生可能エネルギー発電量の割合	21.2% (H26)	→	30%

- 「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」の目標値です（国の 2030 年度の再生可能エネルギーの構成割合である 22～24%程度を上回る設定となっています）。
 ※太陽光発電、風力発電、木質バイオマス発電等の種別毎に目標出力を設定し、設備利用率を考慮して年間発電量を推計しています。
 ※県内電力消費量は、毎年度、中国電力が公表する電力需要実績を用います。

計画の推進に向けた県の基本姿勢

目 的

- 対話を重視し、双方向の情報共有を進めながら、県民の声がよく県政に反映できる体制を整えるとともに、県民・企業・NPO などとの幅広い協働を進めることにより、県民が主体的に地域づくりに参画する総力結集型の行政を推進します。

現 状 と 課 題

- 県民の意向を県政に反映していく上では、様々な手段、機会を通じ、情報を迅速かつ分かりやすく提供する広報と情報公開、県民との直接対話や間接広聴事業による広聴の充実が重要です。
- 地域が抱える様々な課題を解決し、地域の活性化を図ろうとする地域住民や民間事業者等の取組みにとって障害となっている規制の見直しなどがが必要です。
- 県民・企業・NPO などと行政がお互いの利点・特性を活かして共通の目的のもとに協働する取組みが進められています。特に、NPO は公共サービスの担い手として期待されており、保健・福祉や環境保全、まちづくりなど様々な分野で活動を展開しています。

取 組 みの 方 向

- 知事広聴会、県民ホットラインなど広聴事業を通して把握した県民の意見を県施策に活かすとともに、効果的、効率的な広報を展開します。また、引き続き、適切な情報公開に努めます。
- 県民等の自由な発想や提案を広く汲み上げ、地域社会で求められる役割に応じた県民自らの力による地域課題の解決や地域活性化を実現する新たな事業の展開を図ります。
- 県民・企業・NPO など多様な担い手と幅広い協働を進めることにより、それぞれが有する資源を活かし、自立した対等な立場で相互に協力して、地域課題の解決や地域づくりに成果を発揮できるよう取り組みます。
- 県庁内各職場に配置した協働推進員に対し、協働に関する理解を深めるための啓発・研修を引き続き実施します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成27年度		平成31年度
①県の広報に対する満足度	57%	➡	60%
②協働経験のある県職員数	862人 (H26)		1,262人

- ① 県内に居住する満20歳以上の県民の意見を聴く「県政世論調査」において広報全般について「満足している」と回答した人の割合です。より効果的な広報に努め県の広報に対する満足度を高めます。
- ② 1年間にNPO法人、任意団体、企業などと協働した経験のある県職員の数です。協働事例やNPO活動に関する情報提供を充実させることにより、毎年80人の増加を目指します。

目 的

- 住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、少子高齢化による人口減少が進む中においても、地域における充実した行政サービスを提供できるよう支援するとともに、分権時代にふさわしい県と市町村の役割分担のもとでの、連携・協力を進めます。

現 状 と 課 題

- 地方分権の進展や平成の大合併により本県の市町村数が 59 から 19 に再編され行政体制が総体的に充実したことに伴い、市町村は、地域住民に最も身近な基礎自治体として、多様化した住民ニーズに対応したきめ細かな行政サービスを実践する役割が求められています。
- 県内市町村の財政健全化法に基づく財政指標は、総じて年々改善しつつあるものの、借入金の返済額が財政規模に対してどれくらいの割合であるかを示す実質公債費比率が全国平均をなおも大きく上回っていることや、合併市町村において、平成 27、28 年度から普通交付税の特例措置(合併算定替)が段階的になくなることなどから、効率的な行財政運営に努めるなど、将来を見据えた財政健全化の取組みが急務となっています。
- 県内の市町村のほとんどが、過疎地域自立促進特別措置法をはじめとした特定地域振興に関する各法律の適用を受ける地域であり、引き続きその振興に向けた取組みを行っていく必要があります。
- 地方分権が進展する中で、県と市町村はそれぞれの役割を明確にするとともに、引き続き相互に連携・協力していく必要があります。

取 組 みの 方 向

- 県は、市町村に対し、対等なパートナーシップを基本として、市町村において充実した行政サービスが提供できるよう、支援・助言を行っていきます。
- 基礎自治体である市町村がさらに行政基盤を充実・強化し、地域住民の意向を反映した主体的なまちづくりができるよう各市町村の意向も尊重しながら、円滑な権限移譲を進めます。
- 市町村の行財政運営に支障が生じないよう、必要な一般財源の総額確保と、地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能の堅持について、国に働きかけていきます。
- 財政健全化法に基づく財政指標などに留意しつつ、市町村行財政の健全化に向けた支援・助言を行っていきます。
- 県と市町村が責任ある判断により、地方の実情に即した柔軟な行政運営ができるよう、国に対して提案・提言を積極的に行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標

対等なパートナーシップを基本として、市町村の行財政運営に支障が生じないよう国に働きかけるとともに、必要な支援・助言を行っていきます。

目 的

- 中長期的に持続可能な財政運営の実現に向けて、県民の暮らしや企業活動などへの影響に十分配慮しながら、財政健全化基本方針に基づく改革を推進します。
- 行政内部の歳出削減努力の徹底に加え、あらゆる事業の見直しを進めることによって、将来にわたり安定的な財政運営が行えるようにします。

現 状 と 課 題

- 島根県の財政は、平成 19 年時点において、今後 200 億円台後半の収支不足が見込まれる危機的な状況にあったため、平成 19 年 10 月に「財政健全化基本方針」を策定し、この方針に基づいて財政健全化に取り組んでいます。

〔財政健全化の目標〕


概ね 10 年後において、130 億円程度の基金を確保した上で、給与の特例減額などの特例措置なしに収支均衡の状態にする。

- これまでの取組みにより、概ね、基本方針に沿って財政収支は改善してきていますが、平成 27 年 10 月に公表した「財政見通し」では、今後も 80 億円程度（執行段階での節減による財源の確保 50 億円を除くと 30 億円程度）の収支不足が見込まれています。
- また、島根県は歳入の 6 割を国から交付される地方交付税などに依存しているため、財政基盤が脆弱であり、今後、経済情勢や国の地方財政対策の動向、税制や社会保障制度の改正によっては、収支不足が膨らむ可能性もあります。

取 組 み の 方 向

- 地方創生・人口減少対策に取り組みつつ、改革の目的である中長期的に持続可能な財政運営を実現するため、これまでの取組みや実績を維持しつつ、「行政の効率化・スリム化」「事務事業の見直し」「財源の確保」の取組みを進める必要があります。
- 平成 28 年度からの 2 年間は、平成 29 年度における収支均衡の目標を達成するための仕上げの期間であり、引き続き、経済情勢や国の動向をよく注視しつつ、県内各界各層のご意見も伺いながら、職員の定数管理や予算編成作業等を通じて、改革を進めていきます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成 27 年度		平成 31 年度
毎年度発生する収支不足額 (収支改善後)	15 億円程度		収支均衡 (H29)

目 的

- 時代の変化に迅速に対応できる柔軟で活動的な組織の構築に向け、民間の知恵や経験も取り入れるなど不断の見直しを行うとともに、職員の一層の資質の向上を図ることにより、効率的な行政運営を図ります。

現 状 と 課 題

- 組織体制については、これまでも防災体制の強化や産業振興などの新たな行政課題に対応するため、適宜、課（室）やグループなどを柔軟に組織してきたところです。
- 職員の育成については、職員一人ひとりの資質向上を図り、その能力を最大限に発揮させるため、島根県人材育成基本方針を定め、各種研修の実施や職場環境づくり等に取り組んでいます。
- 今後の課題としては、社会経済情勢の変化や多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応することができる組織体制に常に見直すとともに、職場でいろいろな意見や知恵が出てくるような風通しの良い職場環境の整備に一層取り組み、課題を敏感に感じ取る職員を育てる必要があります。

取 組 みの 方 向

- 組織体制については、必要な行政需要に対し、機動的かつ弾力的に対応しつつ、効果的かつ効率的な体制となるよう、適宜、見直します。
- 職員の育成については、一人ひとりの能力開発を進め「県を取り巻く情勢や県民の声に敏感で」「よく考え、よく議論し、創造し」「何事にもチャレンジ精神を持って取り組む」姿勢を育てます。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標

- ①組織体制については、必要な行政需要に対し、機動的かつ弾力的に対応しつつ、効果的かつ効率的な体制となるよう、適宜、見直します。
- ②職員の育成については、一人ひとりの能力開発を進め「県を取り巻く情勢や県民の声に敏感で」「よく考え、よく議論し、創造し」「何事にもチャレンジ精神を持って取り組む」姿勢を育てます。

目 的

- 島根総合発展計画に掲げる将来像と基本目標の達成に向けて、県民満足度の視点から、施策の成果の検証と評価を実施し、以後の施策の改善に結びつけるマネジメントの取組みを徹底し、その状況を広く公表します。

現 状 と 課 題

- 徹底した行財政改革の実施に伴い、限られた行政資源を有効に活用し、自らの判断と責任で地域の実情に即応した政策形成や戦略的な施策展開を行うことが要請されています。国と地方の役割の見直しや自治体間の広域連携など、地方分権の進展や地方創生の深化に応じた取組みも進めながら、より成果を重視した政策主導型の県政運営を行っていく必要があります。
- 県では、平成 15 年度から、①県民の視点に立った成果重視の行政を実現すること、②効率的で質の高い行政運営を実現すること、③県民に対する行政の説明責任を果たすことをねらいとして、「行政評価システム」を導入し、毎年、施策の成果を計画に基づいて評価し、その結果について議会へ報告するとともに、県民の皆様に対し、周知を図っています。
- また、行政評価システムの効果的な運用に努め、施策の改善に結びつけるよう見直しを進めてきました。

取 組 みの 方 向

- 島根総合発展計画の目標達成に向けて、行政評価システムを効果的に運用し、行政評価結果を施策の改善に役立てるとともに、計画の進捗状況を県民に分かりやすく公表します。
- 行政評価システムについては、まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略や島根県国土強靱化計画の進捗管理としても活用します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標

島根総合発展計画の目標達成に向けて、行政評価システムを効果的に運用し、行政評価結果を施策の改善に役立てるとともに、計画の進捗状況を県民に分かりやすく公表します。